

(第一類 第七号)

第二十八回国会  
衆議院

社会労働委員會議録第二十七号

(三四〇)

昭和三十三年三月二十六日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 森山 欽司君

理事植村 武一君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事野澤 清人君

理事八田 貞義君 理事滝井 義高君

理事八木 一男君

大橋 武夫君 加藤謙五郎君

小島 徹三君 田子 一民君

中山 マサ君 藤本 捨助君

古川 丈吉君 山下 春江君

亘 四郎君 赤松 勇君

岡本 隆一君 栗原 俊夫君

五島 虎雄君 堂森 芳夫君

中原 健次君 西村 力弥君

長谷川 保君 山花 秀雄君

出席政府委員

厚生政務次官 米田 吉盛君

厚生事務官 太宰 博邦君

厚生技官(公衆衛生部長) 尾村 倬久君

厚生技官(公衆衛生部長) 小澤 龍君

厚生事務官(医務局長) 安田 巖君

厚生事務官(社会局長) 高田 正巳君

厚生事務官(保険局長) 高田 正巳君

委員外の出席者

総理府事務官(公正取引委員会事務局長) 八尋 昇君

警視長(警察庁刑事部防犯課長) 増井正次郎君

総理府事務官(自治庁税務局府県税課長) 細郷 道一君

厚生事務官(保険局長) 小沢 辰男君

労働事務官(労働基準局監督課長) 鈴木 健二君

専門員 川井 章知君

三月二十六日

委員赤松勇君、多賀谷貞裕君及び山口シヅエ君辞任につき、その補欠として山崎始男君、福田昌子君及び西村力弥君が議長の名で委員に選任された。

三月二十五日

国民年金制度実現に関する請願(笹山茂太郎君紹介)(第二二一七号)

職業訓練制度確立に関する請願(竹内俊吉君紹介)(第二二一八号)

同(横井太郎君紹介)(第二二一五号)

結核対策に関する請願(平田ヒデ君紹介)(第二二一九号)

民間電気治療業禁止反対に関する請願外七件(福田昌子君紹介)(第二二二〇号)

同(古井喜實君紹介)(第二二二二一号)

同外五件(河野密君紹介)(第二二三七号)

同(平田ヒデ君紹介)(第二二三八号)

同外六件(古川丈吉君紹介)(第二二三九号)

同外三件(愛田新吉君紹介)(第二二六一号)

同外九件(永田亮一君紹介)(第二二六二号)

同外四件(野田武夫君紹介)(第二三〇一号)

同(橋本龍伍君紹介)(第二三〇二号)

同外二件(福田昌子君紹介)(第二三〇三号)

同外六件(山下春江君紹介)(第二三〇四号)

同(松澤雄雄君紹介)(第二三〇六号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山崎始男君紹介)(第二三〇八号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

同(山花秀雄君紹介)(第二三一四号)

結核後保護療養の恒久的制度確立に関する請願外一件(西ヶ久保重光君紹介)(第二三二九号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

同(神田大作君紹介)(第二三三〇号)

国立病院等における看護婦の産休のための定員確保に関する請願(福田昌子君紹介)(第二三四三号)

健康保険の療養給付増額等に関する請願(帆足計君紹介)(第二三四四号)

健康保険家族給付の増額に関する請願(帆足計君紹介)(第二三四五号)

結核予防法に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二三四六号)

傷病手当の給付期間延長等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二三四七号)

結核予防法予算の増額等に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二三四八号)

国立病院等の給食費増額及び看護設備改善に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二三四九号)

結核回復療養の増設に関する請願(山花秀雄君紹介)(第二三三〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(野澤清人君外七名提出、衆議院第八号)

旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)(参議院送付)

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)(参議院送付)

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(予)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

○森山委員長 これより会議を開きます。

去る二十日付託されました野澤清人君外七名提出のあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案を議題とし、その審査を進めます。まず提案者より提案理由の説明を聴取することといたします。野澤清人君。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

第一条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一項及び第十九条の二第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

第二条 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由 あん摩、はり、きゆう及び柔道整復以外の医業類似行為を業とする者

及びあん摩師免許を受けないで指圧を業とする者がその業務を行うことができる期間並びにこれらの者に対する特例によるあん摩師試験を行うことができる期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野澤委員 ただいま議題となりましたあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

本案による改正の第一は、現在医業類似行為を行うことを本年末まで認められていたいわゆる既存業者に対して、その期間をさらに三年間延長し、同時にその間にあん摩師試験の受験資格を認め、これに合格した者はあん摩師の免許を受けることができることとしたこととあります。

第二は、指圧を業とすることを本年末まで認められていた者に対して、その期間をさらに三年間延長しようとするものであるとあります。

以上が本案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

○森山委員長 次に質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。滝井義高君。

○滝井委員 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案が今提案されたわけですが、昭和三十年の七月にこの法律が一部修正をせられて、当時国会を通過したことを記憶しておりますが、そのと

きに三十三年十二月三十一日まで期間を延長して、そしてその間に医業類似行為を行う者の中の特に療術師で、か、そういうような諸君については、できる限り行政指導をやつて試験を受けていただく、そしてその後は何か適当に考えようというところが、当時の付帯決議にも現われておつたし、われわれもそういう考え方に賛成をしてきたわけなんです。その後政府は一体どのような指導を医業類似行為を行う者の中の特に非常にあんまに似ておる療術師等に行なつてきたのか、これを一つこの際御説明をお願いしたいと思います。

○小澤政府委員 いろいろ検討いたしましたのでございませうけれども、他に適当なよい方法も見出すことができませんでしたので、積極的に講習会を開きまして、これに受講させ、講習の終了後者についてあんま師の試験を受けさせるという方策を引き続き強化して参つたのでございます。しかしながら遺憾ながらまだいまにおきましては全員が受講するという段階に達していませんので、まだ未受講者が八千人近く残つておるのではないかと推定しております。

○滝井委員 厚生当局が積極的に講習会を開いて、あんま試験を受けていただくように指導してきた。しかしまだ未受講者が八千人も残つておられるといふことですが、現実にはこのあんま師と同じような行為をやつていらつしやう府県の許可可だつたと思ひますが、許可を与えておる療術師の方々はどのくらいおられますか、明白に把握しておるところを御説明願ひたいと思ひます。

○小澤政府委員 昭和三十一年末の調査で、正規の免許を得て業を営んでおります者は、あんまが二万四千六百名、はり師が三千二百十三名、きゆう師が三千五百六十三名、それからあんまとはりの両者を営んでおります者が三千三百三十七名、あんまときゆうと両者を営んでおります者が千二百四十二名、それからはりときゆうと両方やりまう者は九千二百八十五名、それからあんまとはりときゆうと三者をいたしております者が二万九百六十八名でございます。柔道整復を営んでおります者が五千五百六十七名でございます。

あんま、はり、きゆうは、今申し上げましたように、いろいろな組み合わせで業が営まれておりますので、組み合わせのいかんにかかわらず、あんま業をやつております者を取り上げますと、五万八千七百七名と相なつております。

○滝井委員 そうしますと、さいぜんあんまといふものが二万四千六百と云つたのですが、重複しておるものもかてて、とにかくあんまをやつておる人が五万八千七百七名、こゝういふことになるので、さうしますと、いわゆる療術師といふ部類の人、これは八千人の未受講者がおられると云つたのが、その八千人の人は一体どういふ部類に入つておりますか。今御説明になつた中で……

○小澤政府委員 ただいま申し上げました数字は、それぞれ正規にあんま師なり、はり師の資格を持つて業を営んでおる者の数でございます。それから、いわゆる療術師と申しますのは、さういふ免許を持たないで、昭和二十三年当時登録いたしまして、そしてこの法律の特例によつて業を許され

です。医療分業もずいぶんむずかしとか、そういったあんまと縁の遠い仕

以外の仕事を、きゆう師、あんま師に

範な問題を一挙に解決することはむず

る考えでおります。

○森山委員長 他に御質疑はありませんか。——なければ本案についての質疑は終了したものと認めます。

この際お諮りいたします。本案につきましましては別段御意見もないようでありますので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛員起立〕

○森山委員長 起立総員、よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○森山委員長 次に旅館業法の一部を改正する法律案、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、社会福祉事業法の一部を改正する法律案及び内閣提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、以上四案を一括議題とし、審査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。五島虎雄君。

○五島委員 旅館業法の一部改正は二十六国会で行われましたし、今度の改正は児童防止法との関連ですから、この改正の問題にはさしたる意見はありません。ところがそれに関連いたしましたので、これらが改正された後における

旅館従業員の処遇の問題で二、三質問しておきたいと思つております。二十六国会におきましても参議院、衆議院でいろいろ旅館業法が拡充強化される、それからまた環境衛生法等々が通過をいたしましたして、旅館業者はそれぞれ組合を持ち団結の力が増大いたしました、そしてそれぞれその業の発展のために、いろいろ連絡その他協力ができるというようなことになったわけですから、ところがここに忘れられているのが旅館従業員の処遇の問題ではないかと思ひます。このようにして旅館業法がそれぞれ着々改正充実してきますが、ただいま申しましたように、従業員の待遇の問題がゆるがせにされておると、いろいろの問題がそこから派生するのじゃないかと思はれるわけですから、労働者が生活に窮乏いたしますといふいろいろな弊害がそこから生ずる、しかもそういう実情の中から、全国で三十万と言われる旅館従業員が生活の維持向上を念願いたしておるわけでありまふ。これを中心として衆参両議院でこれがかつて問題になりました。わが衆議院におきましても昨年末の臨時国会において労働基準法の関連事項として、私が十一月十三日に労働省に対して質問をいたしております。その質問した理由といふのは、かつての神田厚生大臣時代に旅館業法の一部改正をめぐるまじつて、従業員の処遇問題に關してどういふような見解を厚生大臣は持っておられるか、それから山口局長に對してしましても、この問題について参議院で重点的に質問があつたのであります。ところが当時神田厚生大臣は、旅館業法の整備する反面、従業員の生活処遇の問題については十分考慮

しなければならぬから、労働省と綿密に連絡をとりつつ旅館業を指導していくといふ約束をされたわけですから、その後労働省に尋ねてみますと、確かに厚生省からは労働基準法の完全実施といふようなところで努力をしてもいいたい。そして労働の面からもこれを行政的に指導してもらいたいといふ申し出があつたといふことが明らかになつたわけですから、ところがさういふ申し出たように環境衛生法等々の実施の中に、すでに全国で二十都道府県が環境衛生法における旅館業組合といふものを設立しております。今なお設立されてないところがあると思ひますが、それはいろいろ理由があるでしょう。が、二十都道府県ではすでに旅館業組合といふものが設立されておる。従つて前には法上の組合でない旅館業の親睦会等々が組合なんかあつたわけでしょうが、法上の旅館業組合ができてしまふと、お互いの連絡等々も非常に円滑になつてくるのではなからうかと思ひます。ところがこれは厚生省の方から従業員組合の処遇の問題を改善したりするのに関連、通達等々が非常にやさしくなつて、それが一段と可能性がついてくるのではなからうかといふように私たちは考えるわけですから、ところが現実の問題として端的に申しますと、全国の観光地におけるところの、あるいは温泉地におけるところの密集した旅館に対するところの措置が、あれからもうすでに一年にもなりますけれども、さほど目に見えらるような行政的措置がありません。しかも基準局の方からは、昨年十月三十日ですか、全国の基準局長会議が行われて、そして厚生省の申し入れを基本として旅館従業員の

処遇の問題について善処するようにといふ打ち合せがあつたといふように聞いております。これは堀局長もさういふような意味を昨年十一月三十日のこの委員会において述べられたわけですから、そして本年一月に旅館従業員に対するところの法の施行に關する特別の通牒といふものが発せられてはいるはずですから、ところが各都道府県における出先の基準局は、業者に対する指導その他が全然見られない。これはあまりに表現が強過ぎるかもしれませんが、私が知る限りにおいてあまり目ざましいものはない。しかも環境衛生法による旅館業組合が設立されるのと並行いたしまして、従業員の方でもそれぞれ労働組合法に基づくところの労働組合が設立されつづつある。さういふようなところではだんだん目ざままして、あらゆる就業規則の問題や、賃金の不安定な中に生活はしたくないといふ要望が非常に強まつてきておる。ところが今まで言ひましたように、厚生省も旅館業者を指導することがない、労働省基準局も実地に指導することがない。旅館の特殊性にかんがみてその指導は非常にむづかしいだらうといふことは一部推測されはしますけれども、むづかしいけれども、それに対して努力の見るべきものがなければならぬ。努力と効果といふものは、これは並行しないかもしれないけれども、政治担当官としての責任ではなからうかと思ひます。従ひまして厚生省はその後のいかなる指導をし、労働省基準局はいかなる具体的な指導をされておるかといふことについて質問をいたします。

○尾村政府委員 旅館の従業員の処遇の改善につきまして厚生省で今までやつておりますことについて御説明申し上げますが、お話の通り旅館の従業員の待遇改善はぜひ必要でございまして、これがうまくいきませんと、従業員個人々々のお客との間であつたいろいろな事故、女子の従業員でありますとか、やはり今度御改正を願つております児童防止法との関連も、やはり間接ではありますけれども原因にもなりまふので、これらの処遇を安定させるというところは確かに必要なのでございまして、これをわれわれの方も十分努力をしなければならぬといふふうに進んでおるものであります。ただ一番の問題は、先般からのタクシの問題はもう急激に進んでおるようでございますが、旅館の業者等について調べてみますと、一そうむづかしい問題が一つございまして、それは要するにお客の側の、和風旅館を快適に利用するといふ要望の中に、衛生措置がうまくいかず、あるいは設備がよいといふほかに、家庭的な雰囲気や旅館に泊つても要望する、すなわちそのサービスに當る個々の人間のあつたかき世話といふようなことが旅館の利用の要求の中に相當入つておまして、そのため古くからのチップ制度あるいは茶代制度といふことがほとんどの旅館で行われておる、それがそれぞれの土地により、個々の旅館によりまして厚薄の差があるといふようなことでございまして、従つてこれを全部宿泊料一本制度にする、一定の料金をきめて、お客が旅館を利用する以上は一切を含めて千円とか千五百円といふような宿泊料さ

え、私にばいという制度にいたしますれば、この中で固定給すなわち人件費を正確に出すということもかなり共通的にできるの、さういふことが、それがお客との関連でなかなかできかねるというところが一番むずかしい、こういふことでございます。しかしそれはいいにしても、現にホテル、洋風旅館中心では、一割程度のサービス料をつけ出し、まして最後に一括して支払いを受けるというより、なともだんだんと増加しておるわけでございますので、急激に全部をききいさつぱりさういふふうにするというところは困難でございます。うが、できるところは逐次さういふふうにいたしまして、正常な雇用関係が成り立つような支払い制度にしてい、これは努力しなければいかぬ問題ですが、この点につきましてわれわれの方もまず料金制度の方から改めていく、それによりまして収入を確実にいたしまして、支出の中に十分人件費を正規に含ませる、かような指導をしてきておるわけでありませう。先般来でございました府県単位の同業組合、ことに東京都がかなり早くできましたので、われわれの方では都の職員と先般来その点打ち合わせておるのでありますが、やはりこれはぜひさうありたいということを経営者側も逐次自覚して参つておりますが、ただ一挙に宿泊料一本は無理であつて、さしたつては茶代を廃止するといふ形で、チップ制度と宿泊料の二本制度が一番可能性がある、しかもチップ制度は個人々々がそのまゝふところに入れないで、これを共通にまづはつきりと提出させてこれを再分配する。まあ再分配する場合には頭割りである場合もありましようし、共同で

それぞれの実績に応じてということもあると思ひますが、さうなれば公けになりまふので、非常にこれはいろいろな工合の悪い点が防げる。かようにいたしまして、確実な個人々々の従業員収入の目標と、それから実績を立てる、かような点が非常にやりやすいといふので、極力一今組合が同業組合の法律に基く事業をやる中に、営業の健全化の指導ということが任務になつておりますが、これに基きまして極力さういふ申し合せから始めてやる、かように今指導しているわけです。ただ遺憾ながらまだ全国の連合会ができませんので、全国的に一挙に中央から指導するといふことが困難なので、その間は県の衛生部が同業組合の認可を逐次いたす指導をしておりますので、先般この同業組合に関する衛生部長会議を二度開きました、その際にわれわれの方からも極力——これは旅館のみを限定いたしませんですが、これと類似のところは飲食店その他あるわけでありませうので、かような従業員の固定給がはつきりしない、そのためにいろいろな不適正があるといふところに、つては、この組合の認可に当つての指導にぜひこの従業員の待遇改善とあわせて、健康保険が適切にいつておられ、すなわち未加入が多いものでありますから、できるだけ国保の中にこれを、同居者としてあるいはまた別な世帯を作るなり有利な方法で、入りやすい方法で入れる、かようなことは十分指導したわけでございます。ただ遺憾ながらまだしからばどの県がどの旅館をいつ集めてどの程度これをかなり強くやつたかという実績がありませう、これは申しわけないのですが、

今度はさういふのをどしどし出して御報告できるようにしたいと思ふのであります。なおその際に、同業組合の法律に基く指導権ができましたので、従来より指導がきつくなつたと思ひますが、何といひましてやはり労働省の出先機関と共同でやるべきことが、これは威厳をもつて押えられますので、この点は出先で組合を指導する場合、あるいは個々の宿屋を指導する場合に共同でやるように、今後一そう鞭撻をいたしましてやる意思でございます。○鈴木説明員 旅館の従業員につきましては、一流ホテルを除いて労働条件にいろいろ問題があるといふことは先生の御指摘の通りでございます。昨年の十月局長会議の席上、旅館の従業員の労働条件の改善について手を打つように指示をいたしました。また本年一月二十九日に、文書をもつて地方に通告をしたわけでございます。五島先生の御指摘のように、旅館の実態といふものは公共的企業と違ひまして、一律にこれを直すといつてもなかなかむずかしい。また旅館だけをとりましても、地域により、またその業態によつていろいろ内容が異なつてゐるといふので、これは一般工場監督と一律に律することは非常に困難ではないか、さういふふうに思つておりますが、われわれといたしましては、まず第一に旅館に存在する非近代的な労働慣行をまず排除する。その次に労働条件を明らかにする近代的な労働管理体制を整えるといふことを主眼として指導監督を加えていきたい。さういふふうに思つておるわけでございますが、これもただ取締りだけで所期の目的を達成できるということも考えられ

ませんので、厚生省の経営の健全化という観点に立つ団体指導と力を合せて、一方においては指導し、一方においては監督する、さういふ格好で今後この労働条件の改善をはかつていきたい。従来もさういふふうの手を打つておりましたが、今後さういふ手をさらに進めて参りたい、さういふふうを考えております。先生今何も実績として見るべきものが今のところないといふふうなお話でございましたが、私もそれはそれは少し見解を異にいたしまして、ある局によりましては基準局で調査をし、監督をし、その結果業者に実質的に申し合せを行なはせて、就業規則を作つて監督に出す、あるいは休日を与えること、労働時間についても交代制その他の方法をとつて基準法に合せるようにすること、さういふようなことを業者間で申し合せをさせたところもございませう、またあるところによりましては、今言つたやうな問題につきまして監督署から業者団体に対して勧告を行なつて、賃金の明確化と固定給制の採用、賃金合帳の整備、支払い期日の確定、年次有給休暇の付与、休日の確定、さういふ問題につきまして監督署長から業者代表に勧告する。また一方組合に対しましてはパンフレット等を作りまして、組合員がやさしく読んでわかる基準法といふものを組合員に渡して、自分たちの労働条件といふものはいかにあるべきかといふふうなPRもやつてゐる次第であります。

○五島委員 最初厚生省の方から説明をされましたが、やはりさういふ実例があるわけですが、出先の方ではやはり意欲があつて現地にしかけて業者たちとの指導の面に当らうとする場合、一年に一回か二回出てきて、さうして業者の幹部とそここに話をして歸つちまうといふようなことで、目ざめた従業員はあれでは何にも指導にならないのじゃなからうか、従つてさういふような話をされる場合は、観光地の発展のためにあるいは旅館業者の発展と労働者の従業員の地位の向上のため、行政官庁はあらゆる面を取り上げて相談をし、さうして指導をしてもらいたいといふ欲望があるわけですが、ところが全国でさういふところがないといふようにも聞いておりますが、さういふことについては出先をよく指導された方がいゝのじゃないかと思ふ。それからもう一つは健康保険の問題が出ました。もちろん言われる通りに健康保険に加入しているところも一部ありますが、それは旅館のうちの大型企业といわれてゐるところで一部加入いたしておりまして、その他の多くは全然健康保険等々については加入してないのが実情である。従つてこれを加入せしめるといふような意図は了解できませうけれども、ある県に行きますと、これは県名を言つてもいいのですけれども、自後差しかえがあらうと思ひますので特に名は秘しますが、相談に組合が行つた。健康保険に加入したいけれどもどういふふうな手続をしいたらうかといふふうに行きますと、旅館従業員みたくに少数のところでは健康保険には目下加入できないようになつてゐるんだといふ指導をした。さうすると厚生省の本庁の考え方と出先の考え方はまるつきりうらはらになつて逆の現象しか出てこない。さうすると東京

ではこういうふうに考えてわれわれに説明されるが、現地の方ではそういうふうなるさ、あるいは保険料が高くてつくとあるいは費用が高くてつくと、こういう現実の問題が横たわって、加入したいという意欲が強いにもかかわらず、そういうものは一時ストップしているんだという行政措置をしてもよろうたら、これは何のための国民皆保険かと言わざるを得ないわけです。そういう問題についても今後適切な指導をされるかどうかということについて質問したい。

○尾村政府委員 ただいまの処遇の改善についての現地の指導の方法が、ほんとうの営業者の組合幹部だけの集まりでございまして、確かに組合の役員を年一度か二度集めましてのお話では、さういふことになるかと思ひます。ただこの内容が今言いましたように現地で複雑な内容を持っているものでございまして、確かにこれはそれぞれの問題を集めて、実態を聞いた上で指導しないと適切を欠くと思ひます。場合によつては個々のケースごとに判断をして指導しないといふかぬという問題がございまして、ただ県単位というよりも、われわれの考えではやはり保健所単位ぐらいのこまかい指導が必要だ、そういう意味で衛生部長までの指導では不足と思ひますので、さらに保健所長におろさせまして指導する、この場合には従業員の方の意見をできるだけ聞く、場合によれば町のいわゆる旅館でない理事者というものもまぜた方が実際うまくいく例が多いようにございまして、さういふ点をわれわれの方で十分指示したいと思ひます。

す。なお先ほど申しましたように、その際労働監督署つまり出先機関、これと共同の方が一そう強力でございますので、この点は両省で十分連絡をとっていききたいと思つております。

それから健康の問題でございますが、多分こういう問題ではないかと思ひます。現在健康保険、いわゆる国保でない被用者の健康保険でございますが、これにはホテル業、旅館業の場合には、いわゆる法人である事務所の職員が加入できるようになつております。中とか番頭とかいうような者は、今のところ健康保険法そのものに職種の指定になつておりませんで、従ひましてこれは現在のところ不可能だ。従つて従業員はやはり国民健康保険で現行のところで、しかも厚生省といひまして、国保を至急普及するといふことになつておりますので、国保の加入を極力進める。ただ国保の場合には、旅館のように家族よりも従業員が同数以上いるという場合には、いろいろと掛金の問題で非常なそれぞれな難点があるようにございまして、それを適切に、いろいろな方式があるかと思ひますが解決して、国保を中心に進めていく。もちろん資格がある場合には問題外であります。健康保険の加入資格を持つてゐる旅館は非常に少数でございまして、さういふ形でこれは努力していききたい、かように存じております。

○五島委員 基準局の方に質問いたします。昨年の十一月十三日に私がいろいろ堀基準局長にこれらの待遇の問題について質問をいたしておりました。が、基準局を中心として昨年の十月

ごろから一カ月ばかりかかつて旅館の従業員の労働条件について調査をいたしておりましたという回答があつたわけでありまして、もうあれから半年ばかり過ぎておりますから、その調査はもうすでに資料となつて出ておりますか。

○鈴木説明員 昨年の秋ごろまで旅館の実態調査をやる必要があるといふので、実施調査をやつたのでございまして、全国的にやつたわけではございませんで、おのおの特色のある一年間を通じて忙しいところとか、あるいは一定の時期に忙しいところ、あるいは大規模なもの、小規模なものとの部分的に調査をいたしたので、いわゆる統計として信頼に足る数字は出て参らなかつたわけではございません。しかしその調査の結果を見ますと、先ほど申し上げたように、一流のホテルを除いては、労働時間にいたしまして、金曜、土曜、日曜といふようなときには十三時間ないし十五時間の労働が行われている。休日は一応一月に四日あるいは一月に二日、三日と与えるようなきめ方にはなつておりますけれども、いゝゆる従業員が収入の減るのをおそれてその休みをとらない、こゝういふうな、一般にわれわれが頭で考えておつたと大体同様の事柄が数字の結果として現われてきた、こゝういふうになつております。

○五島委員 それは資料としていたいただけますか。まあ信頼に足る調査ではないといふことを前提としての資料としていただけませんか。

○鈴木説明員 全般的な一応の傾向を見ていただくという意味で提出してよろしいかと思ひます。

○五島委員 それからまた同日質問をいたしました、大体女子の労働時間というものは一体どのくらいになつてゐるかという質問に対して、堀局長は大体九時間半くらいになつてゐるのではないか。ところが、今国会における三月七日の参議院の法務委員の質問に対して、鈴木課長は九時間三十九分といふこまかい数字を出されたわけですが、こゝういふようなことの食い違ひはどこから出てきておるか、これはやはり今のデータのなかから出てきておるのですか。ちよつとその点について。

○鈴木説明員 局長は概括的な数字を申し上げたのだと思ひますが、その出所は婦人少年局が昭和三十一年に未亡人の実態調査をやつたわけではございませんが、その中に旅館従業員の平均の労働時間といひまして九時間三十七分でございまして、さういふうな数字が出ておりますので、それをお答えいたしたわけではございません。

○五島委員 さいぜん各旅館業者に対して就業時間、休日とか、労働時間とかあるいは就業規則等を指導して早く作るように、全国ではそれができつゝあるところもあるといふふうに説明されましたが、私も知つております。それは組合ができて、何らさういふものから、こゝういふうな通牒が基準局長から発せられてゐるが、基準監督署はどうしておるのだといふうなことを、組合から自発的に相談に行つて、初めて乗り気になつたところがある。それは上ノ山やあるいは赤湯温泉の監督署、上諏訪あるいは白浜、こゝういふところの監督署では組合の要請に

おいて乗り出して、さうしてその指導が非常に活発になつたといふうな現象は見られるが、その他のところではなかなか活発でないといふ状況も聞きます。ところが、その就業規則の問題はむしろ労働者の生活の基本になるわけですからいいのですが、ある温泉の旅館組合ではそれぞれ話を合つて、もうこゝういふうなことになる就業規則も必要になつた時代だ、組合もできたし、これは仕方がない、従つて就業規則を作るのだといふうなことで、どこと相談したかわからぬけれども、旅館従業員の就業規則とはちよつとか離れたうな就業規則を持つてゐる、ある工場の就業規則を持つてゐる、旅館のおやじさんやあるいはその他の幹部の人たちが机にすわつていて、そして従業員を呼んで、さあこれに印をつけといふうなことで印をつかしてしまつた。そして監督署の方にはこれが従業員の賛成したところの就業規則でございまして、さういふうに出し、あとで従業員が、何だあれは就業規則だつたかといふといふうなことで、それをいつの間にか監督署が受けつけて、そして就業規則になるといふうなことがあります。これははつきりこれにありません。兵庫県の有馬温泉のことです。ところが先日全国の旅館従業員組合の大会が東京において行われた。全国のあらゆる人たちが来て、就業規則を大將が作りつて、さうしてあとで異議も何にもないんだといふうなことを、各地の従業員の人たちが口をそろえて言つておる。従つてこゝういふうな就業規則を作る場合



は、従業員の組合がない場合は、過半数の同意、あるいは組合があれば、組合の同意が要るし、意見が違えば意見を付して出さなければならぬのですから、そういうような行政的な措置もやはり必要ではないかと思ひます。最初にできる就業規則です、非常に長い間の慣行がある、この慣行を一つ一つ突き切るには、なかなか並み大抵の苦勞ではないと思ひますが、最初が大それた事から、そういうような点について、よく監督署は目を通して、そうして親切にこれを訂正なり何なりするようにせぬと、間違ひだ、あるいはへんちくりんだと思ひようなことをそのまま受け取って、これは従業員が賛成したんだから、まあまあこれぐらいでいいんだ、旅館業組合の就業規則というのには非常にむずかしいのだから、まあまあこのぐらいでかんべんしておこうかというような行政的な措置をするという事は、われわれは間違ひではなからうかと思ひます。ですから、こういうようなことも、私はここで言っておきますから、今後全国に中央からよく指導をしてやつてもらいたいと思ひます。

それからもう一つの問題に、ちよつと食い違ひがあるわけですが、この前の問題について、たとえば収入の大半がチップあるいは茶代というところから、従業員は生活の資である給料というか、賃金というか、それによつて生活をしていくわけですが、そのチップの性格にいろいろある。たとえばこれは厚生省には初めてですけれども、女中さんはお客が来ると、そのお客づきの女中さんになる。そうすると、そのお客がお金を持たなかつた

り、何かして下ロンをきめ込むことがある。そうすると、部屋づきの女中さんになった人は、そのサービス料をもらうところではない。その宿泊料なんかを下ロンをきめるもんだから、女中さんが宿泊料までしよい込まれて、そして給料から差し引かれるというやうな面もあるわけですが、これが労働条件ならいざ知らず、ただそこに女中さんとして住み込むか、あるいは勤務して、そしてお客についたら、お客が下ロンをきめ込んだ、その宿泊料は女中さん持ちだというやうなことになる。借金をしよい込みに女中さんの仕事に住み込んだというやうなことになる。あるいはあるいはお客さんがあやまつて花びんを割つたり、あるいは酒を飲んで徳利を割つたり、あるいはおせんを踏みこわしたりする、そういうやうな物品における損害賠償を、女中さんのチップ代から差し引くとか、あるいは給料から差し引くというやうな現実については、こういう問題は大体雇用条件の違反ではなからうか、労働基準法の違反ではなからうかというやうに質問いたしました。そういう刑罰的なものを内容とする差し引きは、違反でありましょと、基準局長は言つた。

ところが鈴木課長はそれ自体は労働基準法の違反ではないのじやなからうか、と、法務委員会が言つてゐる。こういうやうな判断についての、給料に対する正しい見解は、どういふやうに解釈したらいひのですか。

○鈴木説明員 先ほどの就業規則の問題でございしますが、法律だけから申しますと、一応労働者の同意を得て提出したもの、一応受理しなければならぬ、こういうことになっておりますけれども、われわれの考えをいたしましては、持つてくる就業規則そのものが、常に正しいものを持つてくること、が最も望ましいことではないかと思ひます。で、業者並びに労働者に働きかけまして、正しい就業規則の作り方について指導したい、こういうふうな考えでおります。なおあの問題でございしますが、私が法務委員会に申し上げたのは、そういう賠償責任を負わすことが、直ちに基準法の違反にはならない、こういうふうな申し上げたわけでございます。私が申し上げたのは賠償責任を負わすか、負わさぬかということだけのことで、それが給料から天引きということになりますれば、二十四条の違反になる。言葉が足りずに、局長と私の答弁が食い違つたやうな印象を与へましたけれども、そういうふうな賠償責任を持たずということだけでは、基準法違反とはならない、こういうふうな申し上げたわけでございます。

○五島委員 その点は了解しました。それでは堀局長と見解が一致しているという事を了解します。ところがこの旅館業法の一部改正は、売春防止法との関連において、四月一日から実施するがゆゑに、旅館業法の一部改正が行われるわけですが、こういうやうな刑罰の内容を持つた取締りの対象となつて、何か全国の旅館が営業停止あるいは許可取り消しというやうになつたところ、が全国で今までのくらゐあります。

○尾村政府委員 昨年の旅館業法の改正に基きまして、営業停止関係あるいは取り消し関係の実際の取扱ひの指導を、これを警察庁と厚生省といたしましたのが、十一月十一日付両者の通牒でこれを出したわけですが、その後取扱ひ方針がわかつたわけではございまして、従いまして現在まではまだ実際に決定いたしましたのは少いわけでありまして、今われわれの方で内容まで明瞭になりまして、営業停止が実施されてきておりますのが、明白なのが二件でございます。一件は福井県でございまして、これはやはり勅令九号違反プラス児童福祉法の違反まで入つております。これが検送致されまして、取りきめに基づきまして警察庁の通報がございまして、これを聴聞会にかけて、その違反者である営業者に對して営業停止一カ月を直ちにやつた。それからもう一件は群馬県で、やはり類似の問題でございします。これもすでに一カ月申し渡し済みで、現在営業停止中でございします。そのほかには昨日京都から三件すでに営業停止したという電報が入りました。なお石川県その他で現在聴聞会を予定したところがございます。これがそれぞれ多い県は三件くらいというふうになって、進行中でございします。

○五島委員 最後に、この旅館業法の改正されれば、今度は営業停止や許可の取り消しということになるわけですが、これも、これはともすれば警察官の取締りが行き過ぎになる面もあるかもしれませぬ。非常に微妙な関係を持つてのじやなからうかと思ひます。厚生省は警察庁等との話し合ひにおいて、この法施行後の旅館の取締り方法等々についてはよく話し合つておられるのですが、話し合つておられるならばその内容をちよつとここで説明してもらいたい。

○尾村政府委員 十分両者でこの問題については話し合つておまして、要するに今までは勅令九号、四月一日からは改正を願えれば売春防止法の第二章の各条項の違反、これを当該営業に關して罪を犯したとき、こういうことになつております。具体的に旅館業法の行政処分の方に反映するのはどういふ方法でいくかはよく話し合ひができております。すなわちこのことに関して警察が警察庁に事件を送致した場合において監視監視または都道府県の警察本部長が必要と認めたときは、府県知事にこれを要請する。これを受けた府県知事は当該通報を旅館業法第八条の営業許可取り消しまたは停止に關する処分を決定する場合に當つての判断資料にする、こういうことになつております。警察の方でさらにこれが将来営業処分の方にしないでいかか悪いかをまづ選択をいたし、無条件に全部を送るわけじやない。それをさらに今度府県知事が旅館業法に基いてやります場合にはこれを重要な判断資料にするという事で、あくまで自主権は保留する、こういう話し合ひができて、警察庁次長と厚生省の公衆衛生局長がそれぞれ同日付で両者の系統に通知し、なおこれに基きましてそれぞれ会議の際に指導をしておるわけでございます。

○五島委員 それではもうこれで終ります。今まで私は行政的な万全を期すように要望しましたし、いろいろな点について明らかにしましたが、これらの件についてはよく厚生省も労働省も了解されて、今後いい行政措置をされるように要望いたしまして質問を終ります。

○山下(審)委員 終りましたので、関連というものがおかしくなりましたが、了解を得てありますので、今の従業員の問題について、ちょっと触れられましたが、まだ十分でないと思ひますので、お尋ねをいたします。先ほどちょっと聞き漏らしましたが、健康保険に加入する資格のある者はごくわずかだから、大部分が国民健康保険に加入することを要請するというお答えのようでありましたが、それは大へん私の考へておることは距離のあることであつて、小沢課長に現在この従業員で健康保険に加入しておる者が大体どのくらいあるかということをお尋ねを先にお尋ねをしておきます。

○小沢説明員 実は旅館の關係の従業員につきましても、健康保険法の十三条で適用事業所になつておらないのであります。しかし私の方では同法律の十四条に任意包括適用の規定があるわけでありまして、この任意包括の者は大体全国で今のところ十二万おるわけでありまして、このうち旅館の従業員がどのくらいか、職種別あるいは業種別に分類をいたした資料を今とつておる最中でございまして、現在手元に旅館の者が何名というのは遺憾ながらございせん。

○山下(審)委員 任意包括が十二万、その中に何人いるかわからないというのですが、私の承知している限りでは、国民健康保険が健康保険かよく念を押して聞きましたが、健康保険だという従業員を相当私は知っておりまして、そこで今回の改正が、究春防止法に伴う問題が主たるねらいであるとするならば、究春防止をいたさなければならぬ一番大きな点は、従業員の健康

をどうするかということが重大な問題になつてくるのです。この中には御案内の通りに、相当子供を連れた未亡人が、パーセンテージにしても相当高いのでございまして、これらの人々の唯一無二の資産、力は健康だけでございまして、ところが休みますことは、自分の経済にも影響するし、子供をかかえておるまでは働くのです。旅館の女中というのは非常な重労働でございまして、倒れたときにはもう入院加療をしなければならぬという状態です。一年くらい一生懸命になつてせつせつとめた貯金が、一月入院加療するとただになつて相当の赤字が出る。これが現状であります。そこでその赤字をすみやかに解消するためにやむを得ず究春等の行為を犯すことがあり得るようございまして、そういうことがあると、まじめな朋輩等にも傾向がならないというふうなことで、つい店を変えようということになりまして、任意包括の形式でも何でも健康保険に入れるのに、実態が常に移動しているというところが、その実態把握の非常に困難な原因にあげられておりますが、その実態が動きまわることの原因にはそういうものがございまして、従いまして健康を守つてやるというところであるならば、使用主の方でも半額負担どころではなく、もっと負担してよろしいと、大阪あるいは広島その他東北一帯の旅館に泊るたびに私は主人と従業員の両方から聞くのでありますが、健康保険の掛金がいやだと言つた雇用主は一人もございせん。従つて健康保険に入りたという希望は、他の業種よりも従業員

負たちは非常に強く持つてゐるにもかかわらずそれがいれないということ、法の不備であると思ひますが、今回の法律を改正されるに當つてはこの門を開かないと、ねらいが究春防止ということであつても、やむなき事情からそういうことに立ち至るその心情はまことに気の毒であります。そういう点から保険の問題は国民健康保険と仰せられましたが、半額負担という今の国民健康保険の状態では、これまた不可能に近いものがございます。これを將來どういふふうになさるおつもりか、これは早急に解決しないと、今回の法律を改正なされても、ねらうところが実態からはずれてしまふのはまことに残念なことになります。法の不備から彼女らが別に悪心もないのにそこに落ちることを救う道についてはどういう方法を考へておいでになりますしうか。

○小沢説明員 確かに現在のところでは疾病が生活上の最大の問題になつておりますので、厚生省の方でも皆保険を大いに推進しようということを政策としてやつてゐるわけでございますが、皆保険をやる場合に、御承知の通りに国保と健保の二本立てでやろうというところで、できるだけ早い機会にこの二つの系列で医療保障の網の中に入れていくということは、われわれとして当然考へなければなりません。その場合に、おっしゃる通りに、やはり給付内容が違ひまして、全額給付の健康保険と半額給付の国保の違ひがございまして、私も十三条の本来の規定からいいますと、旅館というサービス業は適用除外になつてゐるわけでございますが、幸ひ十四条の任意包括の規

定がございまして、できるだけこれを活用して個々に解決していく必要があろうと思つております。しかしながら本来十三条になぜ適用事業所としてあげなかつたかと申しますと、やはり標準報酬の面でも、先ほど来質疑応答の過程にもありましたように、報酬といふものがはつきりきまつた形のものではないに少い。その他の現物給付、あるいは食事、あるいは衣服、あるいはまたお客のサービスというふうなものについていいますと、本来のいわば理屈の面から考えますと、健康保険では非常につかみにくい業種でございまして、それに一方使用形態そのものも、今先生の御説明のように非常に気の毒な理由もありましようけれども、その他にも雇用の形態、雇用の期間というものがはつきり確定してない例が多いものでありますから、従つて本来健康保険の適用にはなじまないというふうなことで、十三条から適用漏れになつておるのではないかと申すのでござい

ます。私も私としては結局この救済方法は、十四条の任意包括規定を積極的に活用するか、あるいはまた国民健康保険の法律のもとで、ただいま普通の適用からいいますと半額でありますけれども、国保の規定の中には特別健康保険組合を作り、これでやれるという規定がございまして、そういうような規定の活用もやりますと、これは当然法律改正にもありますように国庫負担がやはり出ることになつております。そしてこれは特別の組合でございまして、給付内容等も組合でそれぞれ財政状況を勘案して給付内容を上げていくことができるわけでございますが、そういう方法も一つの方向じやないか。現にその方法でやつてゐる旅館の従業員もあるのでもございまして、私もいたしましては、その国保の推進というものが現在のところまだそう全部に進んでゐるわけでもありませんので、国保の進行状況、その地区における適用状況といふものと、それからその事業所、旅館、あるいは従業員の全体の状況等にもらひ合せまして、幸ひに政府管掌の健康保険は、最近財政状態もよくなりましたので、そういうふうな場合には積極的に十四条の任意包括規定を適用して、できるだけ救済して参るようになつてございまして。

○山下(審)委員 小沢課長のような健康保険に非常に熱心な方に熱意が足らぬといふのは恐縮なんです、特別健康保険を開けておるからと言われるのです、特別健康保険と国民健康保険とをいふことには私は反対なんです。実態の把握はむづかしいんです。熱意を持つてやればすぐできるのです。そしてこれには厚生年金も発生しますし、失業保険もあるし、とにかくこれにしましても彼女たちはあそこにくたに古く調査でありますけれども、お客が一人入つてきて、あしたの朝、またいらつしやいませといつて送り出すまでは、重いものをかかえて三十四回も階段を上つたりおたりしなければならぬといふほどなんです、非常に重労働なんです。そういう重労働をしたものが十年なり二十年なりあそこで働いて、子供が学校を出て安心してやめるときには、もうほんとうに体はくたくたに老衰をしておりますから、厚生年金の発生する健康保険に入れてやることはほんとうに政治の愛情なんです。です



から特別健保とか国保とか、これが状況がよくなりましてはやはりこれらは健康保険のワケに救い上げてもらいたい。それはそんなにむずかしうありません、みんな手伝いますから、絶対そのワケへ入れていただきます。

ちよつとこれはいささか関連からはずれますが、二十六国会で旅館業法を改正いたしますときに、特に東北にその弊害が強いのでありますが、ふろが一つで、男女混浴なんです。こんなことではどうにもならぬということで、絶対に二つに分けなければいけないという条件にしておわなければならない項目を——ここに中山委員がおられませんが、中山委員も私も強力に主張したのであります。法律はそんなようなことを大体いつて作られたようですが、依然として直らないのです。あれは期間を付せられたのですか、それとも資金等のめんどうを見ないのか、ちよつと私忘れましてから聞くのですが、いつまでこれを完成しなければならぬということになっておったのですか。今度の改正等のいろいろな問題から、そういうことを放置しておいたのでは何にもならない。従つて役所の方も、ここにいらっしゃる男子の議員の方も、とかくこういう問題は何かといつても男の方が悪いのですから、どうしてもそういう設備を二つしなければならぬというようにしてもらいたい。東北などではこれが慣習になつてゐるものから、幾らしかつても警察を呼ぶぞというまでは入つてくるのです。そういうことがいついまだしらないことになりまして、至急にこれは各保健所に命じて検査してもらいたい。法律

でどういうふうにおきめになつたか、私忘れたのでありますが、われわれ非常によかましくあそこを申し上げておいたのですから、法律にそれが載つてゐるはずでございますが、現在どういうふうになつておりますか。

○尾村政府委員 男女混浴の設備であります。実際には、そうなるものと男用と女用とを必ず別々に用意しておかなければならぬということになり、最低二つということになるわけでありまして、これは現在のところ法律並びに政令には規定してありません。ただし指導方針としては、旅館の中の運営のまかしの府県ごとにこまかく条例で定めるようになっておりました。県で定めるという形になっておりました。許可条件の中では、何平方メートル以上、炊事場を必ず備えなければならぬという程度まで国の政令で定めてあります。さらにこまかいのは、それぞれの県で若干共通線の中において、こまかく事情が違ひますので、それぞれ条例で今定めつつありますが、その中に入れるようになっておりました。国が定める方に入つておりました。これは風紀をなるべく守らせるといふ意味で運営基準を定めておりましたが、風紀を乱すような図書とか絵画を掲げたり広告をしてはいかぬといふことは政令で定めました。その思想を敷衍しておりました。県では今もうすでにきめたところもあります。必ず二つ以上男女別にするとしようという規則を条例で定めた県も相当ございます。

○山下(孝)委員 条例では困るのであります。東北ではそういう慣習の中に育つてきたのですから、幾らそれをや

かましく言つても、私の知る限りでは一つも改まつておらない。それは条例などといわぬで、こういう法律を作るときには、すべて行政で指導しなければならぬ。二つ作らねばならぬといふことになる、一つしかない旅館では経費がかかるから、その点の措置がつかないから幾ら言つても直さないのかと私は思つておりましたが、条例となりますと各県の条例を一つ一つ厚生省に取り寄せて見せていただくといふ。そんなことがちよつとも守れないならあつて法律を通すのではなかつたけれども、今では仕方がありませんから、とにかくそれはやましく言つていただいて、大至急各県の条例をお取り寄せて願つて、その条例を集めたものをでさば私どもに配付していただきたいと思ひます。この点はいろいろ法律が改められても、それが末端に行つていふところから発生することは、御指導願ひしたいと思ひます。関連で長い時間ちよつとだいたひして、大へんありがたうございまして。

○森山委員長 西村力弥君。これは健康保険を旅館従業員に適用するといふ点に關してありがたい御発言がございまして、私どもも、国民健康保険適用を推進するといふ立場ではなく、健康保険を適用させるといふ根本的な立場に立つてこれから指導していただくかなければならぬといふことを強く考へておるわけでありまして。一方に

おいてはこの従業員の雇用内容とか労働条件とかいふものを明確にし、また前近代的な問題を全部解消していくといふ一つの方向が厚生省からも出されておるわけですが、健康保険加入を推進するといふそのこと自体も、それと並行して労働条件の改善という方向と一致していただく、一方においては雇用内容を明確にし、労働条件を改善すると言ひながら、一方では現状にとどまつて健康保険適用を推進することはなかなか困難であるといふので足踏みをしておるよりでは、厚生省の行政が分れておるのではないかと、非常に矛盾を感じておるのではないかと、こゝろを感ずる持つておる。その点については、厚生省の根本方針として健康保険適用を主としてこれを推進しておるのだといふ、こゝろを一つ明確にしたいと思ひます。

○小沢説明員 先ほど五島先生あるいは山下先生からお話がございまして、私どもとしてはできるだけ御趣旨に沿うように研究してみたいと思ひます。ただ来年も、実は予算で御説明申し上げましたように、本来の被保険者以外に十四条の適用によります任意包括の加入を年間平均約五万人見込んでおるわけでございます。これは実は主として五人未満の事業所についての適用といふことを考へたわけでございますが、その方針が流されますと同時に、各県から保険課長を通じていろいろ希望が出て参りました中に、最も数多い希望はやはり旅館の従業員のことでございまして。ただ私どもとしては、これはある地区々々の例をとつてみますと、その地区における国民健康保険の推進と非常にぶつかる面が出てくる場合があるわけでございます。たとえば旅館が中心をなすような温泉地等の市町村の例をとつてみます

と、これらを任意包括で健康保険に適用いたしました場合には、その町なり村なりといふものは国民健康保険の適用がほとんどできなくなる、残つた住民の数は相当あるにもかかわらず、国民健康保険の普及といふことができないとなつていふような事例もあると考へられますし、また一方より申し上げましたも、国民健康保険の普及といふものがおくれにいたしました場合に、それらの従業員を依然としてそのままにしておくわけにもいきませんので、国保と調整をはかりつつ、できるだけこの十四条の規定の活用によりまして御趣旨に沿うように努力したい、かように考へておる次第でございます。

○西村(力)委員 実際におやりになる場合にはいろいろ関連もあり事情もあるでございまして、やれども、やはり従業員はれっきとした労働者であり、しかも先ほど山下委員の御質問になつたように、その人々を放置することによつて生ずる種々の予想される弊害といふものを考へるときにおいては、やはり一つの基本的方向としては、いろいろの関連はあるにしても、一つそれを断ち切つて進まされる——私たちが考へますと、旅館の従業員の健康保険をやる場合において、経理内容において赤字が加重するのではないかと、それだけをあなた方は気にしておるのではないかと、そういうことが感じられるのです。それからまた一地区で旅館の従業員を国保から除外することによつてその地区の他の住民の国保の適用が不可能になるという問題は別個に解決する方法をとらなければ、いつでも低い者から足を引っぱられるといふことになつて、そ



なる旅館営業というものが押えられておる、こういう問題からやむを得ず移動性を持たざるを得ないということが生まれくるのだということ、それから固定給が明確でないこと、よしんばあったにしても非常に低額だ、そういう点から健康適用については相当の障害があるというような問題について

は、今後積極的にそういう賃金の正當なる姿における明確化、その点について十分御努力下さいまして、そうしてそれを推進する一助としても健康適用を推進するという工合にぜひ進めていただくべきものであると考えるのですが、事情は事情として認めながらもそれを発展的な方向にお考えを向けていくという工合にぜひ願いたいと思うのですが、この点御答弁いかがでございますか。

○高田(正)政府委員 午前中に主管の課長の方からいろいろお答えを申したことに存するわけでございますが、現在の健康保険法というものは、御存じのように旅館みたいな業種につきましては強制適用の対象にいたしてございまして、それにはその事情があるわけでございまして。しかし同じように被用者でございまして、できるならば被用者保険の対象にして参りたいというところは私も考えておるわけでございまして。できるならばと申しますのは、結局一口に申しますと、その雇用の形態なり、賃金の形態なりというものが保険のテクニクに乗ってくるかどうかという点でございまして、今御指摘の点ではございまして、それを乗るようにその業態自身を指導をして、そうして健康保険の方に包括をしていくような方向でやたらどうかと

いう御指摘であらうかと思ひます。私どもはその業態につきまして実体がだんだん保険のテクニクに乗ってくるような実体になって参りますならば、これはできるだけ健康保険で包括をして参るという方向でものを取り運びたい、かように考えておるわけでございまして。

○尾村政府委員 ただいま保険局長からお話がありましたように、実体がうまく保険に乗りますように、私の方では十分協会並びにこれを監督しております地方庁を指導いたしまして、促進をいたしたい。なおこれを一そう促進させるためには労働省関係との協力が一そう効果があるかと思ひます。この点も密接に連絡を保ちまして、実体を早くそういうふうにするように指導するつもりでございます。

○西村(力)委員 健康関係についてはあとで滝井君からもお願いすることにして、今公衆衛生部長の方から、保険局長が保険経理という立場からいろいろ慎重を期せられておられる問題について、そういうものを適用させる条件の具備をはかるためにいろいろ指導を行つたということでございますが、やはりそれを適用させるという基本方針を立てられれば、業態の改善というところに自然と努力が向くことになるだらうと思ひます。だから要はそういう場合に健康適用せしめるという基本方針が中心となつて、いろいろなものを関連的に推進していくことになる、そういう工合に進めていただくなくてはならぬだらうと思ひます。

に基く同業組合、そういうものに行政指導をやる、その指導内容に、健全経営に関連する問題として従業員の健康保持あるいは明朗なる勤務体制の建設、こういうことは当然入ると思ひますが、こういうことは当然入ると思ひますが、環境衛生が求めている問題の中に、そういう従業員の福祉増進というようなことによつて環境衛生の改善向上をはかるという意味も十分入つておるんじゃないか、だから環境衛生法に基く同業組合そのものには、その義務的なものとして当然それがあるではないか、こういう工合に考える。私のお尋ねしたいのは、環境衛生法に基く同業組合においては、自分たちの経営を守ろうとするさまざまな、料金協定とかサービスの何とか、そういうことはかりでなく、当然そこに従業員の福祉増進ということが義務づけられているものと解するのですが、それでよろしゅうございませうか。

○尾村政府委員 同業組合のやるべき事業が九項目、これは法律に載つておりました、今お話の料金あるいは物の値段、それから営業方法、たとえば何時までやるのかという、この二つの項目につきましては適正化規程というのを作りまして、非組合員にも、時と場合によつては、省令を発布すれば強制できるようなつております。これははいわゆる強制規定でございますが、その他の七項目につきましては、組合が自主的にやるべき事業もあつてあります。その中に今の経営の健全化というところを、それぞれの組合員に組合が指導するということがありまして、これはいづれも最近できつております同業組合が、設立に当りましての定款の中にこれらの項目も織り込んで、われわれ

の方に認可を申請してきておりますので、当然組合はさうな意味のことをやる意思があるということでありまして、われわれの方も、当然同業組合はそういうものも含めて作られて、やるものである、かように存じております。ただ経営の健全化と非常に密接な関係としておりますので、これは非常に広うございまして、たとえばいろいろな共同施設をやつて能率化するということがございまして、それから今の個々の従業員の待遇等を安定させて能率を上げさせるということも入つておると思ひます。もうすでに組合によりましては、さらに組合が定款の下に細則と組合規則をかなり具体的に、今のようないくつかも入れて作つておるところもございまして、このように指導をいたしておりますので、今のお話の御趣旨の通りだと存じております。

○西村(力)委員 経営の健全化の内容として、従業員の衛生確保あるいは福祉増進というふうな問題も含まれるというところになって、それを指導なさるわけなんです、従業員の実態について、なかなか実態把握は困難であるだらうと思ひますが、先ほどの御答弁によりましては、先ほどの御答弁によりましては、就業時間は平均九時間半だ、というふうなことが出ておりますが、この資料をもしかりに厚生省が信じてらるべき資料ではないか、これは平均の出し方において、相当労働条件が法にかなつたような高い状態にあるものと、全然そうでないものとをただ平均してはいるのではないか、こういう工合に思われるのですが、そういう

平均は意味がないのじゃないか。この算術平均を出してはどうなるのかというふうに感ずるのです。それでそれを同業組合のなすべき仕事の一つとして、従業員の立場を向上させようとする指導の方向としては、やはりもっと的確な資料を調査せらるる必要があるのではないかと。そしてそれに基いて諸種の問題について関係当局と当然連絡、提携してこれを進めていただくことが必要ではないか、こう考えておるわけですが、ところで今置かれておる実態について、労働基準監督の立場にあるあなたの方では、根本的に旅館の従業員の労働条件を改善していける場合において、基準法を適用するのだというところが大前提になる。ただ特殊業態であるからそれを全面的に押し切るというところも不可能であつて、まあやむを得ない場合は最小限度にこういう工合に処置されるという基本方針をとるというふうなことが当然である。そういわれておるのだらうと思ひます。ところが先ほどの御答弁によると、やはりどうしても特殊事情だけを表面に出されまして、基準法を適用するのだという大前提がどうしてもおろそかになるような気がするのです。その点は誤まりないことであると思ひますが、はつきりしたところ、これは基準法適用の業種であるのだ、この大前提に立つて基準法を全面的に実施するのだという方向は堅持していくのだ、しかし特殊事情というものは、それを実施する場合に不可能であり、あるいはまた現状においてそれがなかなか決定的な困難を持つために、最小限度やむを得ず人であると思ひます。そういう基本的な

考え方については、先ほどから私の受けた印象を一つはつきりと否定する方向を出していただきたいと思います。

○鈴木説明員 旅館の従業員に対して、基準法が全面的に適用になるとして、前提のもとに指導いたしておるわけですが、あのような特殊な業態でございまして、初めからあまりに多くのものを求めたら、結局何も残らないというふうな結果になっては困りますので、現在一番問題になっておられます非近代的な労働慣行の排除、労働条件の明示、賃金台帳の明確化というふうなものから始めて地ならしをしていく。そういうものができるといになれば、今度は何をやっていく、そうして基準法に規定していることを完全に守らすということが終局的目的でございまして、その手段といたしまして、段階的な方法をとって参りたい、こういうふうな考え方でござい

す。

○西村(カ)委員 そういうお考えで、ぜひ進めていただかなければならぬと思うんです。ところがあなたの方でも、御承知かもしれませんが、私山形県なんです。特定のことを申し上げて悪いのでございまして、山形の労働基準監督署が、私が参りました以来相当従業員の処遇の問題について関心と指導の立場を進められておられますが、それは敬意を表するわけでござい

ます。ところがその監督署の署長が温泉組合長に出した勧告というものを見ますと、どうもあなたの方で基本的にとつておられる立場と違うような、ちよつと見捨てかねるような点があるんです。それはごらんになられませんか。それじゃちよつと問題になる点を

読みますが、「劣悪な労働条件が温存され、法遵守の意欲も極めて低調であることは向に遺憾とすることであり

ます。斯る折柄、最近全国旅館業従業員の組織化が進められており、これらの従業員の一部は部外より支持援助を得て労働条件改善を中心とする一連の諸問題を提起して活発なる組織活動を開始する趨勢にあるが、労働基準法上の諸問題が好むと好まざるに拘らず向後斯業の労使間における重要課題となるものと信ぜられるのであります。」

「こ

ういう一節があるんですよ。この問題は、労働組合も基準監督署の権能を正しく活発に發揮してもらいたいという

ことを要請はしておりますけれども、一番最初に私も一緒に行つてお願いしておくのに、この文書を見ると「部外より支持援助を得て」こういうふうなことを書いておるんです。これは全く私自身が部外より教唆扇動した一員というふうなことになるんです。こ

ういうふうな言葉に現れておる監督署の腹の底を考えますと、労働基準法を守り抜こうとする、清純な立場におけるあり方とはちよつと違うとい

う工合に私は感ずるんです。

それから「伝来の一般慣行のみならずその特殊な環境と立地条件を伴うた

め、法に定められた水準まで労働条件の総てを引上げて、これを維持することの困難な実情にあることは容易に推察し得るのであります。」

「こ

ういうことを言つて基準監督署はその立場を一歩後退させて、そして旅館業主の立場を前提として参り認めてからやるというやり方、また労働基準法を基本として指導していくというふうなところに

不安定な要素を私たちは認めるわけ

です。そういうことを言つておる最後には「近代的労働関係を一日も早く確立せられるよう茲に勧告申し上げる次第であります。」

「こ

ういう工合に言つて締めくくつておられますからいいのであります。私が先ほどから言つております二つの条項——従業員の一部は部外より支持援助を得て労働条件改善に今進んでいる、気をつけろ、というふうなことですね。それからこつちは、あなたの方の立場も十分わかります。こ

ういうふうなことを言つて一段と後退して、その後には労働基準法の趣旨に沿つて労働条件の近代化をはかれ、この勧告文はこ

ういう工合になつてゐるんです。こ

ういうふうな具体例から見ますと、本省において今こ

こで答弁されておる趣旨自体というものはまだまだ微温的あるいは皮相的に行われておる、こ

ういう工合に、現場においてはおそらくさされてゐるのだといふことを私たちは感ずるし、事実さういふ例を非常に多く知つてゐるのです。こ

の問題についてこの勧告文は、最後の締めくくりにかか

わらず、また基本的にとつておる立場というものが、こ

ういうことでは不十分であるといふこと、あるいはまた一部は部外より支持援助を得てといふふうな言葉は、労働関係法の立場から見ても、明らかに慎しむべき言葉である、こ

ういうことをあなたの方ではお考えになりませんか。

○鈴木説明員 勧告の文章の表現が的確性を欠いておる点があることは、私も認め遺憾に思つてござい

ます。ただし、考え方としては、やはり従来からの陋習と申しますか、長

い慣習が存在しているところに、初めから労働時間八時間をきつかり守れ、あるいは休日完全には守らなければい

かぬといふふうな持つていき方をいたしましたら、こ

つちには顔を向け

ておるものがまた向うを向くといふやうなことも、基準法の精神を實施して

いく上にはほんとに実効ある処置ではな

いといふふうな考えまして、こ

うい

う問題の取扱ひ方は、一つ大きな世論の背景と申しますか、こ

うい

う空気を作りつづ基準法の線に近づけてい

く、こ

うい

う指導をやるべきじゃないか、こ

うい

うことをわれわれは地方に指示してゐるわけでござい

ますが、基本的な考えは、末端の監督署におきま

してもさういふふうな考えをもつて

やつておると思つてござい

ますが、

たまたまこの勧告文におきましては、表現がい

わゆる世論の力を借りて、世論の背景のもとにやるといふふうなこ

とがこ

うい

う表現になつて現れたのではないかと思つ

ますが、根本的な考

え方はさういふふうな思つてゐるわけ

であります。

○西村(カ)委員 私もあなたの方のものの運び方について必ずしも否定的じゃない。ただ基本的に労働基準法を適用するんだ、こ

うい

う業種であるんだといふことを大前提として緩急よろしく運

ばなければならぬといふことはわかるのですけれども、その大前提について

はつきりした立場といふものがまだ十分ではないだろ

うかといふことな

です。これを私は非常に危惧いたしておるわけなんです。ぜひさういふ大前提を明確にして、その情勢あるいは段階、一般世論、さういふものに即応し、緩急よろしきを得るといふ工合にして

いかなければならぬのではないか、こ

う思ふのです。確かに山形の某基準監督署長なんかはまことに熱烈な立場でやつておられます。こ

こで言うとかぬから名前を申し上げませんが、確信を持つてやつておる人が一人おられます。私はよく知つておられます。さういふ工合にやつてくれればそれだけの反応もあるのです。こ

うい

う工合に反応が現れてゐるのかといふと、その熱烈に監督しておるところの旅館業主の方は組合に對する回答とか話し合い等を即座にやつておられます。こ

こが今申し上げたやうなところで監督しておるところにお

いては、一月以上たつても従業員たちの一つの要望に對して答へも出さない、そんな工合に端的に現れてきてゐるのです。さういふ工合に現れるとこ

ろは監督署の監督官その他の係官諸君の基本的な立場といふものが明確であるかといふところ、こ

こに一番分

道があるのではないだろ

うか、こ

うい

う工合に私は推察をいたしておるのです。いろいろな基準法に基づく問題は正しなればならぬ問題がありますが、前

近代的人権無視的ない

う慣行に對しては、たといそれが基準法の対象外であつても、さうい

う人権無視的なものを解消した上

に立つて、基準法の全面適用をはか

つていくことに

なれば、その人権無視という基準法以前の問題についてもそれを解消するといふ努力といふものは、その前提として、労働監督行政の一つの仕事として

私はあるだろ

うと思つてゐるんですが、さういふ点について

は一体どうい

う工合にお考えですか。

○鈴木説明員 監督官が司法警察権を發動する立場から考えた場合には、そ

ういう面について云々するということ  
はできないと思いますが、労働者の保  
護をやらなければならぬという監督機  
関全体の問題といたしましては、そう  
いうものに行政指導を加えて向上をは  
かっていくというのはいわゆる責任  
であると考えております。

○西村(カ)委員 それはわかりました  
が、司法権を持った立場においての行  
動をせよというふうな解釈をとつ  
ておるやに聞いておる問題で、一つは  
お客の与えた損害を従業員が代理弁償  
をする、こういう問題は基準法上の問  
題として取り扱わない、かように私は  
聞いておるのですが、それはどうも解  
釈が不徹底ではないか、こう思ひわけ  
なんです。その点一つ明確にしてい  
たい。すなわち従業員の給与から  
天引きされる賠償というものはある限  
界をこえてはならないという規定が労  
働基準法にあったと思うのですが、結  
局お客が踏み倒した分について何千円  
と賠償しなければならぬ、というな  
ら、その条項を逸脱することになるの  
ではないか。旅館の従業員の給与を現  
在平均一万円としまして、その中か  
ら賠償に引かれるべき限度というもの  
は、ごくさいな額であるにかかわら  
ず、何千円と弁償しなければならぬ  
というところが出てくるように思う。こ  
れでは従業員の負担というものは、基  
準法からは明らかに違反であるとい  
うに私は私としては考えるのですが、い  
かがでしょうか。

○鈴木説明員 従業員に損害の責任を  
与えるというふうな労働契約によつて  
いる場合には、それが直ちに純粋な法  
律問題として基準法違反とはならない  
と考えます。その損害賠償金を基準法

所定の手続を経ずに給与から天引きさ  
れるという形が行われる場合には、基  
準法違反になるというふうに考えま  
す。

○西村(カ)委員 給与から天引きとい  
いますか、給与全額を払つてもそれを  
まかない得ないという事情にあるとき  
に、給与以上にというか、それはどの  
くらいかわからぬけれども、自分の所  
持金であるとか、貯金であるとか、あ  
るいは借金をして払うというときは、  
給与から天引きする以上にその人の生  
活を破壊に導くものでありますから、  
これはやはり基準法の問題として、た  
とい帳面づらにおいて、給与から引  
いたのではないにしても、それ以上の  
生活に響くところからひんびいてい  
るのですから、やはり違法なものと考  
えるを得ないではないですか。給与を  
三千円なら三千円、五千円なら五千円  
にきめたにしても、それでは間に合  
わないものを引いた場合には、これは給  
与から引いたのではないから違法では  
ないというところは、いかがかと思ひ  
ます。その点どうお考えになるか伺  
います。

○鈴木説明員 実際問題といたしまし  
ては、先生のおっしゃったような問題  
があると思ひますが、純法律問題とい  
たしましては、基準法では、いわゆる  
賠償予定額の禁止の規定があるだけ  
ございまして、実際に起つた損害賠償  
について従業員が責任を負うというこ  
とそのものを規定しているわけではご  
ざいませんし、そういう場合に実際の  
損害が幾らか、たとえば一万円なら一  
万円というふうなことをまづきめて、  
それを払わすということは基準法で禁  
止しておりますけれども、実際の損害

についてその返済責任を持たすとい  
うことは、基準法といたしましては禁止  
はしていませんと解釈いたしております。

○西村(カ)委員 それでは、固定給で  
あつても、わずかばかりの状態にお  
いて苦しい条件下に働いている従業員諸  
君が、幾らでも無制限に給与を上回  
つて払わなければならぬという現状に  
ある場合において、あなたの方では、こ  
ういうことは厳密に法違反ではないに  
しても、それは好ましくない、これは  
是正するべきであるというよりな御指  
導をなさるのか伺ひたいと思ひます。

○鈴木説明員 今のようない問題は先  
ほど私が申しましたように、一つの前近  
代的な労務管理の残つていゝ一つの姿  
であると思ひますので、行政庁とい  
たしましては、そういう形ができるだけ  
なくなるように指導して参りたいと考  
えております。

○西村(カ)委員 それでは次に自治庁  
の府県税課長にお尋ねしますが、旅館  
に泊ると、公給領収書にはサービス料  
というのが二割ないし三割くらいつ  
きますが、あのサービス料というもの  
は、その旅館ごとに適宜割合をなさ  
るのでしょうが、自治庁としては、たと  
えば遊興飲食税が公給領収書だけで積算  
された税金では、この旅館は少しごま  
かしてあるというので、更正決定する  
場合に、公給領収書のものを積算する  
とこれだけだ、しかしこれでは足らぬ  
から、実際にはもっと収入があるの  
だ、それに対する税金は何ぼだ、こ  
ういふ工合に加算して更正決定をする  
という工合になると思うのですが、その  
場合に宿泊料や飲食料に対するサービ  
ス料の歩合を大体どのくらいに考

ていくかという問題、そういう点は大  
体のところどういふ工合に見るもの  
ですか。

○細郷説明員 サービス料が遊興飲食  
税の課税標準である料金に入るかどうか  
という問題にからむ問題だと思  
うのでありますが、遊興飲食税の課税  
標準とされる料金に入るサービス料  
は、お客が対価として請求されるも  
の、それについての課税標準に入れ  
ることにはいたしてあります。従いま  
し、お客さんが別に請求されることなく  
任意に、その旅館で申し込まれば女中  
さんのサービスに対してチップを払  
つたといったような場合には、そのチ  
ップ代は課税標準たる料金には入ら  
ないであります。こういふふうな法律  
的に解釈をされておりますし、またそ  
ういふ通過をいたしてあります。従  
いまして今お説のように、サービス料の  
割合をぶつかけて更正決定をするとい  
うことは、いろいろの場合があるの  
だろうと思ひますが、一般的に  
は任意のサービス料しかないような旅  
館であります、そういうことが起  
り得ないのではないだろうかといふ  
に考えるわけでありまして。

○西村(カ)委員 公給領収書を基礎に  
してその店の税金、いわゆる徴税義務  
者としてとつたものはこれだけだとい  
うけれども、その公給領収書に現われ  
た通りにやる場合と、どうも大がかり  
そうではなくて、これには相当もぐり  
があるのを見て全然それを無視してよ  
いにかける場合とか、さまざまある  
と思うのです。そういう場合に、公給領  
収書のままでなく別に加算してくる場  
合にその加算する宿泊あるいは飲食の  
金額はこれだけ、それに課税対象とな

るべきサービス料はこれだけ、こうい  
う工合にはじくのかどうか、そのとき  
にはこれだけの宿泊、飲食があるから  
これの何割としてサービス料はこれ  
くらいという工合にはじくのかどうか  
ということなんです、私の聞きたいのは、  
そうすれば、そのサービス料は大体何  
割と、かける場合に自治庁としては見  
るかということなんです。

○細郷説明員 公給領収書制ができま  
す前でありまして、更正に当りまして  
更正の基礎となる数字をどこに求める  
か、いろいろ問題があつたかと思ひま  
す。しかし公給領収書が三十年にでき  
てからは、私どもも府県に対して指  
導をいたしましては、できるだけ公給  
領収書そのものを中心にして更正その  
他をするように、従いまして当てず  
ばうで更正するといふようなことにな  
いように厳重に言つておるわけあり  
ます。従いましてそういう面から申し  
ますれば、公給領収書は特別徴税義務  
者であります旅館については非常に繁  
雑な手数はありますけれども、逆に  
これを正確に発行いたしますれば、む  
しろ更正決定に対する一つの障壁にな  
るような傾向すら見えるわけなので  
ございます。そこでそういうふうな調査  
の結果新たな資料に基いて、たとえば  
青色申告を法人税、所得税等において  
しておる、従いまして全部記帳いたし  
ておるわけでありまして、その青色申  
告の帳簿に出てきております売上額よ  
りも下回つた売上額につき遊興飲食税  
を申告する、こういふ場合にはその  
間に明らかに脱漏があるわけでありま  
すから、そういう場合のように明らか  
な場合において更正決定をするように  
いたしておるわけでありまして。そこ



金についてそういうふうにして更正決定をいたすときに、サービス料についてどういふ割合をかけるかというお尋ねでございますが、先ほど申しましたように、サービス料は任意のものには課税をいたさないわけでありまして、従いましてたとえ洋式のホテルのように、一定の割合、たとえば一割あるいは五割というよりサービス料を必ずそれに付け出して要求するよりな店について、かりにさつき申し上げました更正を要するよりな事実があった場合には、この売り上げに対して、その店で用いております一定の割合をかけてサービス料を出すということはあると思います。しかしやみくもに更正決定をして、この店は大体二割だろうというよりなサービス料の推定の仕方はいたさないように注意をいたしております。

○西村(力)委員 今のお話ですと、私としては疑問が出てくるわけですが、そもそも普通の旅館でもサービス料をかけるのがあるのですが、そういう場合、ホテルその他明確なところはとにかくとして、そうでない公給領収書にサービス料を入れるというよりな普通の旅館の場合には、更正決定に当たっても、はつきりサービス料を課税対象として計算しない、こういう工合になるのであるかどうか、それが一つなのであります。

その次には普通の旅館にせよ、あるいはホテルにせよ、サービス料に税金をかけるということ自体が、今の答弁からお聞きしますと妙に無理があるのではないかと、こう思うのです。また答弁いかにかわらず、サービス料というものは一体だれに帰属するものと

考えておられるか。旅館の経営の場合、経営者がこれをはじいて料金を決定する、また料金に合せてその旅館の経営ができるようにサービスなり食事なり何なりをやつていく、こういう工合になるのだから、宿泊料金そのものによつて旅館の営業は成り立つのだ、ところがサービス料というものは、その従業員がお客様に対して家庭的な雰囲気を与えるとか、非常に安易の気分を味わせるためにサービスをする、それに対するサービス料としてそこに付けられるのだ、こういう工合に思うわけですが、ですから帰属はあくまでも従業員のものだ、サービス料は、プライベートに手にわたるよりなものではない、サービス料でもこれは従業員のものだ、こういう工合に考えるが、その点ははどういうふうに考えておるか。私の考え通り従業員のものとするとすれば、それに遊興飲食税を課するということとは非常にいけないじゃないか、労働者の労働に対する対価に対して遊興飲食税をかけるということはおかしいじゃないか、こういう工合に私は考えるのです。その点について一つ御見解を伺いたい。

「委員長退席、植村委員長代理着席」

○細郷説明員 サービス料といつても、店によつて、その店の経営方針によつていろいろ違ふわけでございます。従いましてお客様に必ず宿泊料の一定割合を要求する、こういう経営方針をとつておる店もあるわけでございます。そういうよりな場合であります。お客様はサービスの料金の要求に対してこれを拒否することができません。やはり払わなければならないわけでありまして、従いましてその旅館に

おきます宿泊という行為に対してしましては、やはりサービス料込みのものが対価となるわけでありまして、従いましてそういうときにはそのサービス料も含めたその全体を対価といたしまして、それを課税標準にして遊興飲食税がかかる、こういうことになるわけでありまして、しかし店によつては全然お客様につけ出しては要求しない。全くお客様と女中さんの間の任意にまかせておる。お客様も非常に女中さんのサービスに感激すればはすむこともあるわけでございます。そういうよりな任意のサービス料に対しては対価とはいへない、こういう方針をとつておるわけでありまして、従いまして一般の普通旅館といったよりな場合であります。ば、多くの場合にサービス料はかららないのじゃないかと思つて。しかしホテル経営のよりな場合であります。と、先ほど前段に申し上げたよりな事例に当たります。

そこで今お話をいたしました一体そのサービス料はだれに帰属するのかといつた場合には、店につけ出してとるという場合には、これは少くとも経営者に帰属いたします。経営者がこれをどういふふうに使つかは、あなかも席料をどう使つか、飲食代をどう使つかといふのと同じ問題だろうと思つて。

ただ任意に女中さんにあげるものは、これはあるいはそのままだ女中さんに全部帰属するかもしれませんけれども、あるいは女中さん仲間その一部を出し合つてお互いの相互扶助に当てていふところもあるだろうと思つて。まあいづれにしても多くの場合それが経営者に帰属することは割に少いの

じゃないか、こういうふうにかえまじやないか、一つ、サービス料自体に課税することはおかしいじゃないか、こういうお尋ねでございますが、実はサービス料といつても普通旅館のよりな場合の女中さんのサービスと申しますと、全く単におぜんを運んでくるといふ程度であつて、そういう店ではサービスは一定割合という要求の仕方はしないと思つて、従つて大抵の場合に課税されたいと思つて。しかし旅館でも温泉地等の旅館になりますと料理店を兼ねておるのがございます。そういうところに参りますと、その女中さんが宴会にはべつて一般の芸妓、酌婦と似たよりな行為をする場合もあるわけでございます。こういうよりな場合のサービス料の問題もござります。またまるで店が變りまして、キャバレーとかカフェーとかいうところのサービス料の問題もあるわけでありまして、一がいサービス料といふ名前前で全部をやめるといふわけにはいかない、やはりその中には遊興、あるいは宿泊、飲食の対価と見らるべきものもあるわけでありまして、その辺のところは先ほど来申し上げておりますよりな任意のものであるかいかによつて区分するよりないたしておるのであります。

○西村(力)委員 サービス料は宿泊飲食の対価だ、こういうよりなことはあなたの方の勝手な解釈ではないかと思つて。お酒一本飲んでみればおから何から、そして場所代から、そこら辺の居酒屋で飲むよりんと高くつくでしょう。それから宿泊だつて、旅館としてはその食事の費用、あるいは

はその備品その他の償却、あるいはそのほか税金の関係、すべてを勘案して一定料金というものを作るのであつて、その宿泊飲食の対価といふものはそこちよんになる。そのほかサービス料がそれに加わるのだから、やはりこれはその次に従業員がサービスを労働に對する対価として当然サービス料がつけられておるのだ、こういうのが当りまえであつて、旅館が宿泊料をきめるときにその償却やさまざまなものをやつていつて、それにサービス料をプラスしてというよりな考え方は、これは少し一方的ではないか、こういう工合に私たちは感ずるのです。あなた方が考へるのには、考へるだけの一つの、宿泊飲食の対価としてそのサービスを見るという基礎があるのでござりますか。あなた方がそういう場合にサービス料に課税する、これは宿泊と飲食の対価だといふよりな結論づける一つの根拠といふのはどういふところにあるのですか。

○細郷説明員 遊興飲食税についての規定であります。地方税法の百三十三条二項に、「料金とは、何らの名義をもつてするを問はず、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為について、その対価又は負担として支払ふべき金額」と、こういう規定があるわけでありまして、この解釈をいたしまして、先ほど申し上げましたように、対価として払ふべきものは課税標準たる料金になる。従いましてお客様がある店に入つて、一割のサービス料を要求される。それを払わなければならぬ。そこで料金を払つたことにならないのだといふよりな仕組みの店でありまして、やはりお客様にとつてみま

は、その備品その他の償却、あるいはそのほか税金の関係、すべてを勘案して一定料金というものを作るのであつて、その宿泊飲食の対価といふものはそこちよんになる。そのほかサービス料がそれに加わるのだから、やはりこれはその次に従業員がサービスを労働に對する対価として当然サービス料がつけられておるのだ、こういうのが当りまえであつて、旅館が宿泊料をきめるときにその償却やさまざまなものをやつていつて、それにサービス料をプラスしてというよりな考え方は、これは少し一方的ではないか、こういう工合に私たちは感ずるのです。あなた方が考へるのには、考へるだけの一つの、宿泊飲食の対価としてそのサービスを見るという基礎があるのでござりますか。あなた方がそういう場合にサービス料に課税する、これは宿泊と飲食の対価だといふよりな結論づける一つの根拠といふのはどういふところにあるのですか。

○西村(力)委員 サービス料は宿泊飲食の対価だ、こういうよりなことはあなたの方の勝手な解釈ではないかと思つて。お酒一本飲んでみればおから何から、そして場所代から、そこら辺の居酒屋で飲むよりんと高くつくでしょう。それから宿泊だつて、旅館としてはその食事の費用、あるいは



れば、食べ物なら食べ物の料金の一部増しというものが、その店での消費料金になるわけでありませう。お客さんはそれを払わなければ、それは債務として残るか、あるいは突き出されるか、どちらかということになるだろうと思ひます。従ひましてそういうような区分によつて対価として支払わなければならぬものについてだけ、サービス料もそれを課税の標準たる料金にするというふうにいたしておきます。

○西村(力)委員 税法はその通りでしようけれども、また払わなければ突き出されるとか、債務がそこに発生するとかいうようなことは、現状はその通りだと思ひます。しかしそういう考へ方が法にあらうと何であらうと、改められるべきではないかということです。サービス料はあくまでも従業員に帰属する、従業員のサービス、労働に対する対価であるという考へ方に改められなければならぬのではないかと、うこととす。現在の法がそうなるからそうしてやるのだというような御説明ばかりではなく、そういう遊興飲食税のかけ方の問題として、それは検討を要する問題である。そういう工合にお考えになれませんか。

○細郷説明員 サービス料が従業員への給付と言へるかどうかにについては、いろいろお店によつて実は違ひではないかと思ひます。お客の出したサービス料がまるまる従業員に素通りをしていくところもあるいはあるかもしれないませんが、今申し上げたように、つけ出してお客に一番増しを望むと、むしろ必ずしも従業員にいかず、それは他の飲食遊興代と込みになつて

従業員に対する給与等は支払われていくのではないかと。場合によつては、扱い高によります歩合というやうな問題も、別途に起るかもしれないけれども、それはむしろ回数その他の問題に

それからこれに対する税金でございませうが、この税負担は申し上げるまでもなく消費者が払うわけでありませう。宿泊をする人が払うわけでございますので、別にその従業員がその分を負担するといふ形になつていないのでございませう。そういうたふでサービス料についてはお尋ねのように問題がないとは私も思つておりません。先ほど申しましたやうないろいろな業態を通じて俗にサービス料と呼ばれておりますが、遊興面におけるサービス料もあれば、サービス料もあるかと思ひますが、その辺について私も実はかねてからいろいろ検討はいたしておりましたが、なかなかうまい線が出かねていふやうなものが現状であります。しかし、そういう点については御質問の御趣旨もありませうので、私も今後検討を續けて参りたい、こういうふう

○西村(力)委員 私がこゝ主張しているのは、サービス料だけが労働者の取り前であつて、使用者はそのほか何らかの必要はないという工合にとられ

て、そのサービス料さえもピンはねされていふという事例が非常に多いので、ですからこのサービス料というものの考へ方をサービスに対する対価であるのだ、旅館経営に對してそういうものからはじいたものではないのだ、といふことをもう少し明確にされる

○岡本委員 関連して。ただいまのサービス料の問題ですが、これは発生

のだから完全な能率給なんですか。旅館のほとんどいふやうな、何割かは女中や男衆、風呂番だとか呼び込みに行

らあるわけですか。従つて、それらの従業員に對しては旅館から給料を出して

○細郷説明員 おつしやる通り、旅館

を出て来れぬというやうな料金は少くとも課税対象になるのではなからうか。

○岡本委員 われわれが問題にして

の標準をこの程度に置いておき

の標準をこの程度に置いておき

か持たないかで話がわかれてきますが、しかしあなたのように、あのサービス料というものは対価として当然支払われるべきもので、しかも、もしそれを拒否した場合は債権が発生するといふふうなことは、あのサービス料に対する概念の上で行き過ぎであると考へますが、やはりあなたはそのように主張されますか。

○**細部説明員** あまり同じことを何度も繰り返して恐縮でございますけれども、やはりお客として払わなければならないという義務感を感ずる、おっしゃる通りにサービス料だけは拒否するといいますが、たとえば帝國ホテルに行つてサービス料をつけ出されてきて、おれはどうもこれだけは要らないと言へるかどうか問題があるわけでございます。その辺になつて参りますと、やはり一般の社会通念として、あそこに入ればサービス料はつけられるのだ、こういうことで多くの場合お客さんというのは、そういうことを意識して入るのじゃないだろうか、そつなつて参りますと、遊興飲食税のよりの行爲税に対する税負担としましては、お客さんとしても意識して払つていつてもらおう、こういう税の建前に立つておるわけでございます。先ほどの旅館やホテルの経営の合理化といった一つの方向とは確かにからみ合つて問題を残しておるわけではございません。ただお話にありましたように、いわゆる遊興面のサービスと普通旅館のサービスとは違ふじゃないか、これは私どももそうだろうと思つております。しかしそういった二つの間でありまして、割合はつきりした区分ができますけれども、旅館業割添といったような場合

でありますと、なかなかその区分がむづかしいのでございます。そういった面もございましたりして、私どもも今割り切れないでいる、こういう状態にあります。

○岡本委員 議論すればこれは堂々めぐりになると思うのです。ただ私たちの希望することは、たとえば自治庁のものの考え方、あるいは片一方でそういうふうなものに依存していく場合に、今度の最低賃金法ができました場合に、どこまでが給与であり、どこまでが給与でないのか、給与があるのかないのか、その給与の基準の置き方というものはサービス料というふうな形の制度が残っている限り、チップ制度というものが残っている限り、認定の置きどころがないわけであります。とここでまた旅館の不明朗な経営の中で、しかも小さい、経営の困難な旅館では、非常に従業員に対する給与というものは低いのです。だからそういう点で旅館経営というものをずっと古い習慣から脱して新しい方向へ持っていくように、基準局であるとかあるいはまた労働省あるいは自治庁、厚生省、みんなが協力してその従業員の生活を安定させる方向へ持っていくように希望いたします。

○西村(力)委員 警察庁の方にお尋ねしますが、この前参議院の法務委員会でもちょっと問題がありまして、この間山形の県会でも問題がありました。が、参議院の赤松常子女史が山形に参りましたときに、従業員全員の集合を願って、そして数日前から、大へんいい機会であるから四月一日から完全実施になる売春防止法の問題について説明してもらいたいと要請しておいたの

ですが、ところが忙しいからと称して、当日もお願ひしたのですがとうとう来なかつたということなんです。そのことについて、まあ事情があるのでしょうけれども、中川刑事部長は、小さい警察であるからそれはできなかったというようなことを言っておりますけれども、そういうチャンスというものも最大の活用すべきが当然ではないかと思うのです。警察関係としましては、申すまでもなくひつくるだけが可能じゃなくて、犯罪予防の努力というものは警察の当然の、また重点を置かなければならぬ仕事だろうと思ひます。これは山形の県会でも問題になっておりますが、あなたはそのことを御承知でありますか。

うものを利用することも当然なんです  
が、そのほかに、もう目の先に迫って  
いる完全実施を前にして、警察として  
は相当な熱意を持って、これを予防す  
るためのオルグ計画というか、そうい  
う計画を、各府県ごとに当然持ってや  
るべきだと思ふのですが、そういうこ  
とに対する警察庁の指導というか指示  
というか、そういうものはどうなつて  
おりますか。

○増井説明員 兜春防止法の施行に伴  
う全体の問題でございますが、もちろ  
ん私どもといたしましては、法の趣旨  
徹底をあらゆる機会を通じて、認  
識していただくということが必要であ  
ろうかと思つております。この問題に  
つきましては、各府県本部におかれま

○増井説明員 ただいまの山形県の会合に係の者が出席しなかったのはどういふわけかというお話ですが、その後私どもの方が県の本部につきまして調査をいたしましたのであります。その結果、ちやうど折あしく、その会合のありました目に他の事件があったり何かかして、その方へ係の者が行かねばならぬというところで出席できなかったような事情でございまして、この点はまことに申しわけないと存じております。私どももいたしましては、せつかくの機会でございますので、そういうたよりな会合がございますならば、できるだけこれに出席いたしまして、なるべく法の趣旨徹底をはかるというふうなことを講ずることは当然だろうと考えられております。今後ともこういう点につきましては十分注意して参りたいと思ひます。

○西村(力)委員 そういふ場合に、予定しないというか、計画外の会合とい

しても、府県の知事さんを中心としたしました荒春防止対策本部というよりな機構もかねてからでき上っております。その機構と関連いたしまして、労働省であるとか厚生省であるとか関係各省各方面の方々の会合もいろいろと持っていたございまして、この法の施行に伴います法の趣旨の周知徹底、あるいは保護措置の関係、転廃業問題、そういうものを総合的に進めていただくように御配慮願っております。私どももいたしまして、その本部の行う施策の一環といたしまして、できるだけその趣旨に沿って関係各省とも連絡をとって参ろう、こう考えております。

○西村(力)委員 今三月ですが、事の責任を県の荒春対策本部に全部移して、それに警察が参加するという、こういう姿の異なった方法をとっていらつしやるが、そういう問題については、もう今までにとくに相当の成績

といふか、実績といふか、そういうものが積みまわれないければならぬのじゃないかと思う。ところが今申した上ノ山では一回もそういう計画が行われないで、四月一日からどうなるのだろうかといふわけで、旅館主も従業員も警察の手というものがどういう工合に目を光らせてくるだろうかということとを不安に思っている。だから来てもらいたいというよりなことになるのに来れなかったという事なんです。そういう工合に、今おっしゃったような自主的な計画に基いて今もうすでにこれだけ仕事を進めているということとが私たちには見られないのです。今仰せられたようなことについては、いつごろまでに重点的に全面的にされようとなさっていらっしゃるのか。四月一日前に全部完了するという方向が一番正しかったのじゃないかと思うのですが、今そういう段階だとするならば、いつごろまでにそういうことを急速に行おうとなさるのだろうか、それはどういう工合に考えていますか。

○増井説明員 兜春防止法の全面施行という問題を考えまして四月一日からの対策という問題を考えますならば、先生のお話のように、周知徹底の方策あるいは指導方法というものを現在までに相当打ち出しておるべきであらうと考えるのです。繰り返すようでございますけれども、その点につきましてはいますけれども、その点につきましてはいまはかねがね、対策本部の行政指導というものを中心とします先行させていたいただきまして、警察といったしましては、取締りを通じ、また行政指導の面にも側面的に協力しながら、四月一日からの施行を円滑にして参ろう、こういうことで努力して参ってきておるわ

けであります。その間をいろいろ面の行き方につままして、山形県の場合若干御不信を買うような点がありますのはまことに遺憾と存じます。なお今後におきましても、この方法の四月一日からの切りかえが円滑に参りますことを建前といたしておりますが、私どももいたしましては県本部の指導という場合にいらしまして指導していただくなり、取締りの面を行う、こんなように考えております。

○西村(力)委員 そうしますとそういり啓発宣伝を行うということであるならば、四月以降は取締りが重点じやなくて、啓発指導が重点になる、そんな工合に考えておるのですか。

〔植村委員長代理退席、森山委員長着席〕

○増井説明員 啓発指導も大事でございますが、また当然四月一日からは法が全面施行になっておりますので、取締りも同時にやっておりますので、取締りも同時にやっております。しかし取締りという問題も、私どもは当然法の全面施行を前提としております以上、一そのこの方面に努力して参るわけでありまして、他方さっきのお話のように徹底しておらない、まだ十分法の趣旨がわかっておらないという向きの面におきましては、行政指導の方で太いにつやつやしていきたい、そういうことをお願いしておるわけでありま

す。

○西村(力)委員 取締りによって法の趣旨を知らしめていくというよりな立場はあんまり感心しないんじゃないか。私は何も取締りをするのが悪いというんじゃない。大いに十分にやっていた方がいい。それはあくまでも公

正にやらなければならないと思うんですが、従業員とか旅館主に聞いてみると、この法がどういふ工合に四月一日になるのかという点に對する認識がほとんどないんですよ。そういうところに、知らないがゆえに法は免れないといえども、それきりでございまして、けれども、取締りをするにやうな方法、警察の知らしめていくという方法は、警察の立場としてもあまり好ましくないと思はる。法が実施された限りにおいては取締りなければならぬ場合において取締りなければならない場合、一つの指導啓発というのを重点とした方向をとらるべきであらうと思ふ。それで今度は取締りをする場合、一体どうやって取締りをするのかというのを私たちが非常に疑問に思っている。かつてだと臨検とかいうことで、やどや何でやっていたのか、それと、そういうことは簡単に許されないことであらうと思ふ。また風評に基いて、あそこはこんな風評だぞうだから一つ乗り込んでいけ、こんなやうな工合にもできないであらうし、一体今後の取締りを具体的にどういふ工合にやろうとなさておるのか、警察とかその筋の取締りはどういふやうとするのか、それの一つ具体的にお話を聞きたいと思ふのです。

○増井説明員 売春防止法に揭げております各条項の行為について、違反があった場合の取締りについて、さきかという問題がございまして、法は私どもが、一つは勧誘を行うよりな、要保護女子の人々の取締りについては、保護更正ということを念頭に置いて扱うということが、まず法にうた

われておる。さらに二つの問題といたしましては、売春行為を助長させるやうな行為につきましては、嚴重にこれを規制して参る、大きく二つの面を法は考へておるわけでございます。その場合におきましては、違反があった場合の捜査については、どこまでもやはり個人の人權を尊重して、これを犯すやうなことがあつてはならないといふことは、法の中にもはっきりと明言されておる通りであります。そういう線をよく考へながら、私どももいたしましては、あくまでも捜査は合理的にしかも適正に行なつていく、こういうふうに考へておる次第でございます。

先ほどお話をいたしましたやうな、單なる風評とか、あるいは臨検と申しますか、そういうやうなことでだけ捜査を進めて参るといふことはあつてはならないと思ふのであります。十分その点配慮いたしまして、一般の方々の御協力によつて、その信頼を裏切らないやうな捜査の進め方を参りたい、こう考へております。

○西村(力)委員 その通りでしようけれども、それは言葉でありまして、具体的にいいますと、二人連れのお客が来た。番頭が服装を見るとどうも連れ込みのやうな工合に見えるという場合、しかしそれははっきりと売買恋愛といふやうに断定できない。こういうやうなときにこれをあげるべきかどうかという問題になると、非常にデリケートな問題になってくる。はっきりこれは常習犯ということがわかつておれば、番頭はあれすることがなるでしようが、それを知つておつたならば、情を知つてということになるか

ら、これはやはり取締りの対象になる。しかし全然知らないのが、たとえば頭と若い女と二人で来たつて、これはやはり任意恋愛かもしれないから、どうも処置ないといふことになつても困る。そういう場合に番頭が情を知つてという工合に追い打ちをかけられてしまふのではないかと、そういう具体的な問題については非常にわからぬ点があるのです。心がまえといふか、言葉はそれでよいのだけれども。それから私長いこと警察に御厄介になつた場合、いろいろおまわりさんたちの話を聞いてみると、夜な夜な監視にきた人の話になるのですが、そういう關係に對する言動は相当ひどいものだった。これは今は民主警察だからさうでないかもしれないが、そういうことが將來行われぬと簡単に保証はできない。こういう売春法実施に伴つて、個人とか、あるいは旅館業主とかいふものが、警察との關係においてちよつとまずいといふやうな場合において、下手なことをされる危険性も十分にあるわけですよ。そういうことが最も公正に行われるといふ保証を、やはり警察の方では考へすべきではないか、こういう工合に思われる。そこらについて十分に検討せられまして、法は厳正であるけれども、しかしそこらに一切の私心といふもの、不公正なことがないやうな工合に、こうやってわれわれはコントロールを加えていくのだといふところまで、検討をされた一つの指導といふものが、業者に行われるべきではないかと思ふのです。さうでなければ、非常に不安を持つておるわけなんです。こういう点について具体的にどうなるか、これを一つ御研究になつ

て、その指導を進めていただく必要があるのではないかと、こう考へるわけなんです。その点に關してお考へをお聞きしたい。

それだけにして私の質問を終りたいと思ひますが、最後にとにかく今まで數回にわたつて、旅館が健全明朗に運営されるためにその従業員の生活あるいは福祉あるいは人權が守られなければならないという方向が強く論議されておるわけなんです。けれども、さういふ面について政府当局もはつきりした立場をもつて、これから積極性ある打ち出し方をぜひお願いしたいと思ひます。答弁があればお聞きしたいと思ひます。

○増井説明員 捜査の進め方あるいは捜査のやり方等につきましては、先生の御趣旨のやうな事柄を十分に検討いたしまして、この法律の今後の取締りの問題について遺憾のないやうに努力をいたしたいと考へております。特に教養、その他捜査に従事する人の人選の問題、いろいろあるやうに思ひますので、さういふ点にも十分配慮いたして参りたいと考へております。

○森山委員 長 赤松勇君。

○赤松委員 基準局長が参議院の予算の分科会に出ておられておられませんが、遺憾ながら労働基準に關する質問は後日に延ばします。それから本会議も四時半からといふことで、なお同僚長谷川委員も質問の予定でございますから、簡単に二、三点だけお尋ねしておきたいと思ひます。

第一の点は、この旅館業法にも關係がありますが、先般本委員会におきまして環境衛生適正化に關する法律が通りまして、ただいま鋭意その全国団体

の設立に努力中であります。当時本委員会におきましては、自民、社会両党の強い要望によりまして適正基準をば高めていく、その施設の改善等をばかかる資金的なめんどうを見ていく、そういう資金面の援助をば、特に従来はやまもすればサービスマン関係はその対象の外に置かれておりましたが、今回は他の中小企業団体と同じようにこれを融資の基準の中に入れて積極的にやっていくというところが、たしか通産、厚生両次官の交換公文によつて当時約束をされておつたと思つてあります。結局旅館の近代化というものをやりませんと、従業員の待遇の問題もひつきようよくならない。しかし今日差し迫つた問題は近代化のための資金が不足しておる。こういう点についてひとり当時問題になりました六業種だけでなく、食品関係等につきましても、こういう面についての考慮が十分なされておるかどうか、この点について厚生当局の御方針をばお伺いしたいと思つております。

○尾村政府委員 環境同業組合に対する資金のあつていないが、これは積極的にやつておりましたが、われわれの方で最も確実でやり得るのが、商工中金と中小企業金融公庫、この資金あつては、これは公的な特殊な団体同士でありますので、もつぱら集中してこれと折衝をやつております。ただこのうち中小企業金融公庫の方は現在例の中小企業団体法の方の資金あつてとちやうどこれは伴うものでございまして、こちらに並行して取りきめつつありますので、まだ最終段階に達していませんが、商工中央金庫の方は大体の話し合いができて上りま

して、特に今のお話の中の飲食店につきまして一番難点があつたのでございまして、このうち風俗営業法の対象になつております、いわゆるキャバレーとかいうようなもので同業組合になつておるものは、まだこれはどうしても話し合いがつかないで、不可能でございまして、ほんとうに大衆に關係のある大衆食堂、すなわち一般飲食店、これは同業組合の飲食店關係を四種類に分けたが、そのうちの今の風俗営業を兼ねたものを除いた残りのものは、対象になるように大体話し合いがつかない。かつその融資すべき基準、すなわち対象でございまして、もちろん衛生措置を向上するということが一つの目的でございまして、すなわち法令に規定されております衛生あるいは防火設備、それからこれに若干直接の衛生ではございせんが、広い意味の旅館の宿泊等の例をとりますれば、快適に宿泊ができるというような条例等でできてあります設備基準、あるいは条例でなくてももうすでに公けに府県等が通達を出しておるようなものは、これは第一等にそれらの改善については融資のあつてをします。それから一番難点のありましたその他の増改築すなわちお客を一定度以上こなさないで経営がうまくいかぬ、単価が高くて客にも迷惑をかける、すなわち健全な経営合理化に必要な増改築あるいは運搬資金、これを融資するといふことで大体話し合いがつかない。商工中金についてはさうな段階でございまして、中小企業の方につきましてもできるだけかような繰へ近づきたいといふことでわれわれの方でもやつておりますが、これは団体法との

関連でどこまでいきますか、まだ折衝の余地が十分ある、かように存じております。

○赤松委員 やはり重要度の問題が問題になると思つております。この環境衛生法の対象になる団体と申ししても、それから今問題になつておる旅館でも、あるいは理容でも、キャバレーなどと対照しますと、おのずからどちらをとるかというところになります。その重要度が異なつてくると私は思ふのです。従いまして今の方針はいいと思ひます。ただ問題はどのように実行してくれるかという問題だと思ふのです。業者間におきましてはせつかく法律は通つたけれども何もならないのじゃないか。これは中小企業団体法の不況要件の問題と違ひまして、直ちに業者自身が衛生基準を高めるための諸方策を講ずることになつてゐるわけですから。そこで本年度の財政投融資の中の中小企業関係の金融のワキは、まだこれは国会を通過してありませんけれども、政府原案の中で、これはおそろく話し合いになつたと思つてございしますけれども、今までは融資基準からはずされておつたと思つております。今度はその融資の基準の中に入つたのかどうかといふことが一つ。もう一つは総ワキ、この対象になります環境衛生諸団体に対して総ワキ幾らくらしいものをさかつかといふことです。こういう点についてはどうでしょう。

○尾村政府委員 従来入つておらなかつた融資基準が、今回は商工中金の方は入ります。先ほど申し上げたような範囲で入つたわけではございまして、なおワキの額でございまして、この環境衛生同業組合にどのくらいさかつかといふワキはまだ確定はいたしておりませんが、ただこれは昨年あいつふうに法律がまづ先にこういう種類のものではできたので、優先的に尊重するの、その組合から持ち出したものを押えるような事情にはちよつとない。むしろ十分これは今のところ自信がございまして、それには組合がどの程度この融資を希望しておるかという額と、それから中金側が予定しておる額との突き合せがございまして、その点のバランスがわかるのでございまして、まだ全国的に、どの程度この希望がまともなものであるか、お互いにキャッチでございせんので、今われわれの方から調査表を回しまして、われわれの方でこれをつかむ、こういうことを、今中央連合会ができたところは、すでに話し合いを始めております。従つてワキの点は、的確なことを申し上げられないので遺憾でございしますが、大体そういう傾向でございまして、なお商工中金については、組合として融資を受けるという原則にするという、これで話がついておると思つて、これは一そり確実性が高まる、こう思つております。

○赤松委員 その組合単位で融資する場合に、中央が対象になるのでございしますか。地方ですか。それはどうなんでしょう。

○尾村政府委員 これは両方になつております。ただ原則といたしましては、できるだけ地方の県単位の同業組合これがすべてをまともめやういわけにございまして、中央の連合会というものは、県の組合の代表が一人ずつ出てきてやる、こういう会合になつておるものでございしますから、今のような具体的な融資あつては、できることにはなつておりますが、非常に促進がはかれるといふことになりまして、地方中心にまず考えていきたい。なおその場合に、やはり地方の組合単位に中金の出資者になる、これも話し合いはできておまして、額は少額でもいいから、出資者になつた方が、すべてに発言権を持つて有利である。こういうことで、これも過般の秋の衛生部長会議のときに、すでに徹底いたしまして、もしできてやるなら、そういう方が有利であるといふことを、それぞれの業界の方にも流しておるわけではございします。

○赤松委員 何しろ同業組合の結成がおくれる、というよりは、実は法律通過後まだ幾ばくも日にちがたつておりませんから、無理からぬ話だと思つて、危惧しておりましたアウトサイダーといふものが、業態によりましては、だんだん自発的に組合に加入いたしました、あなたたちやわれわれが一番おそろれておりました、最悪の場合国家権力を発動させるといふような避けなければならぬことが、そういう危険性がだんだんなくなつてつあることは、喜ばしいことだと思つております。しかし反面、アウトサイダーの組織化につれて、やはり資金の問題、あるいは減税その他の問題なども出て参りますが、今お話を聞けば、中金の出資者になるといふことなども、確かに一つの方法だと思ひますが、遺憾ながら、まだ県の段階から下へおいていない状態なんです。というのは、下部の結成がおく

と思ひます。そこで、われわれは禁法違反であると考えておりますが、これに対して公正取引委員会はどういうふうな措置をおとりになるか、これは公取に對する私の質問です。方厚生当局に對しまして、上映時間問題が先般も非常に問題になっておのうに独占六社が一方的に値上げをやつて、そして大衆の負担を重くしてゐる。他方においては、映画の配給に

いてこれまた一般勤労大衆やその他に非常な負担をばしよわせておる。ことゝいう事実を何とごらんになりますか。旅館業法が今問題になっておりますけれども、ある意味でいえば、旅館の中においてもこゝろいう階級格差というものがあるのだんだんで参りまして、こゝろいうことをほつておきますと、やつぱり独禁法に触れるような大ホテルができて、そうして中小の経営者がござり倒されていくことが出てくるんです。これはひとりで旅館業、映画館だけじゃ

ありませんよ。おそらく今これに開陳する環境衛生関係の中におきまして、もう、そういうものがどんどん出てきておる。アイスクリームの面をいえば、明治、森永はやはり独占ですよ。これがいろいろなものを配給しているの、で、もう店ではいろいろなものを製造

したのでは引き合わない。むしろ明治、森永から買って、マージンをとって売らざるを得ない。そういうところまでどんどん追い込まれつつある。ですから僕は一方では明治、森永に対して、自分では自主的に団結して、自分では生産手段を持って対抗しよう、というふうな指導をやっておき、そういうふうな指導をやらすけれども、これなどはこの法律と無



関係のものやありません。重大な問題ですが、公正取引委員会及び厚生当局のこれに対する見解をお聞きしたい。これは全体が不安を持つておる問題なんです。どうですか。

○八尋説明員 ただいまお話しになりました直営館の値上げの問題でございますが、これは先般来十分聞き及んでおりまして、目下調べるように準備をしておりますが、具体的にはまだ調べておりません。なおこれが独禁法違反になるかどうか、この点新聞で、違反になるといふようなお話でございまして、六社が共同行為をやりました結果、競争が実質的に制限されるということがはつきりいたしますと、これは独占禁止法違反になるわけですが、今のところ調べがまだいっておりませんのではつきり申し上げかねるわけであります。

○尾村政府委員 ただいま直営館の入場料の値上げ問題は、われわれも新聞紙あるいは話で聞いておりますが、一番心配いたしましたのは、同業組合として直営館以外全部入っておりますが、これ全部が取りきめでもやったのではないかと、そういたしますと組合はできまして、適正化規程等はまだ認可も申請しておらぬのにやりますと、違反になるというので調べましたが、これは同業組合とは全然無関係に直営館がその系列だけで独自にやった、こういうことで組合としては関知しておらぬということでございますので、この点はなかつたわけでございます。ただ先ほどのお話の、全般的に見まして、同業組合としてやるであろうと期待しておつた反対の現象が実はあるわけですね。同業組合としてやります

のは、むしろ大企業等がダンピングをやる、あるいは特殊な人間がダンピングをやつて客を奪うということに對して、一定の最低料金というふうなものがむしろきまつてくるのではないかと、それによりましてダンピングを防ぐということが起つてくるのではないかと、思つておりましたところが、今度は逆に上の方の、入浴料金のような最高を何とか押さないといふかぬといふ問題になつてきました。これは同業組合の一般的に予想しておりましたこととは実は反対のこととございまして、同業組合として果して上を押える方がうまく進むかどうか、中小企業中心の組合がうまくやるという形の場合に直接出てくるかどうか、ちよつと疑問に思つております。従いまして、そういうふうな中に入つておる大きな系列のいわゆる大企業に對しては、組合に入つておればその館の数で押してどうするか、歩調を合せるといふ方へこれは出てくるのではないかと、かように期待しておるわけでありました。

それから上映時間の問題でやはり直営の系列会社と一般の小興行者との間の問題があつたわけですね。これも実は逆のような形になつておりました、われわれの方から言いますと二時間半という線を一度開議決定で打ち出してありますが、衛生の面から言つてあまり長くない方がいい、従つてこれには大会社がそれに沿うならば配給するという形でむしろ沿つたようになつております。これに對して小さい館は抵抗がございぬ、お客を集めるためにはむしろ何本もやつて、長時間同じ料金でやつて、衛生とは逆な立場が一般の小館から出ており、取扱いは実は困つたわけ

であります。むしろわれわれの方では、さういふ意味のダンピング的な営業方法、お客の衛生はどうでもいいからうんと盛りたくさんによつておるといふことは、むしろ申し合せでいふゆる衛生法の規制で出てくるのではないかと、この点も現在起つておられます大企業との関連で非常に判断に苦しんでおる現状でございまして。

○赤松委員 法の運営上いろいろな矛盾が出てくると思ふ。確かに環境法とは別個の形でございようものが出てきた。そして直営館が値上げになることが、中小の映画館経営者にとつて利益になるか不利になるか、にわかに判断できないと思ふんです。そういう問題は抜きにして消費者の立場に立ちますと、消費者に二十円の犠牲が転嫁されてくるというところは大きな問題だと思ふ。もう一つの、さつき言つた配給料金の問題は、何としても大きな問題です。この点について今配給料金を押えることはできぬでしようけれども、たとへば今法が期待しているように、独占資本の手にまかさないように何らかの対抗策を講ずるような方法もまた考慮しなければならぬ。この点特に厚生省に善処されるように私は希望しておきます。公取の方はきょう国会で委員長を任命するわけですが、おそろしく問題なく任命されるでしようが、きょうこのような議論が出たといふことを新しい委員長によく報告して、さらに公取として至急これに對する方針をきめて本委員会に報告してもらいたい。これを強く私は希望しておきます。なお、委員長からこの点を公取の方に希望しておいていただきたい、こゝろ思ひます。

○八尋説明員 ただいまお話し通りました。分には委員長に報告して措置をいたしたいと思ひます。

○森山委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 社会福祉事業の経費が非常に不足をしておるといふように一般的に言われておるのであります。厚生省におかれてはそれらの点についてどう考えておるか、まずその点から伺ひたい。

○安田(應)政府委員 お尋ねの社会福祉事業の経費は、御承知のように社会局関係、児童局関係でそれぞれ計算をして現在出しておるわけでありまして、毎年々々予算の時期になつてそういう問題が出て参りますから、私どももできるだけ参りたい点については改善をして参りたいと思つておる次第でございまして。

○長谷川(保)委員 時間もありませんから、率直簡単に伺ひたいと思ふのであります。御承知のように、社会福祉事業の経営に要する費用の不足を現実において、一方では共同募金に負はならぬ仕事があるけれどもできないからやらないといふようなことにしたり、またあるいはいいいよやむを得ずして措置費なり事務費なりのごまかしをやるといふことになつておるのが事実であります。まず、今の社会福祉事業の事務費、措置費その他の経費の不足に對しまして、共同募金との関係についてはどうお考えになつておるか。

○安田(應)政府委員 今の社会福祉事業、これは民間の社会福祉事業施設のことだと思ふのでありますけれども、これをどういふふうに考えるか、いろいろ考え方があろうかと思ひます。現在のところそれぞれ必要な経費を一応出しまして、それで必ずしも十分とは申しかねるかもしれませんが、一応の措置はそれととれるといふふうな考え方できておるわけでありまして、しかし實際問題として個々の施設をとつてみますと、それぞれいろいろまだ経費が要する場合もあるわけでありまして、そういうものを共同募金で補うという考え方ではございまして、共同募金が始まつたときには、御承知のように、民間の社会福祉事業施設といふものに対する経費の不足を補うためといふことであつたわけでありまして、その後民間の社会福祉事業施設がどんどんふえて参りまして、同時にまた共同募金の方の募集額といふものはそれほど上つて参りませんので、そこをまたいろいろ悩みがあるわけでございます。最近においてはお年玉玉の郵便はがきに寄付金をつけるといふようなことでは、その辺のことも若干潤つておるのではないかと、かように考えております。

○長谷川(保)委員 公設の社会福祉事業にしても、あるいはまた民間の私営の社会福祉事業にしても、そこに収容し、保護する、あるいはそこで行います事業といふものは、やはり国が責任を負うといふことは、日本の憲法から申しましても当然のことだと思ふのであります。それを今のような共同募金にたよらなければならぬような行き方をすると、あるいは国の方で出します事務費、措置費等では足りないから、さらに別の方法でやらなければならぬ。それでなければ最低も守られない

これをどういふふうに考えるか、いろいろ考え方があろうかと思ひます。現在のところそれぞれ必要な経費を一応出しまして、それで必ずしも十分とは申しかねるかもしれませんが、一応の措置はそれととれるといふふうな考え方できておるわけでありまして、しかし實際問題として個々の施設をとつてみますと、それぞれいろいろまだ経費が要する場合もあるわけでありまして、そういうものを共同募金で補うという考え方ではございまして、共同募金が始まつたときには、御承知のように、民間の社会福祉事業施設といふものに対する経費の不足を補うためといふことであつたわけでありまして、その後民間の社会福祉事業施設がどんどんふえて参りまして、同時にまた共同募金の方の募集額といふものはそれほど上つて参りませんので、そこをまたいろいろ悩みがあるわけでございます。最近においてはお年玉玉の郵便はがきに寄付金をつけるといふようなことでは、その辺のことも若干潤つておるのではないかと、かように考えております。

○長谷川(保)委員 公設の社会福祉事業にしても、あるいはまた民間の私営の社会福祉事業にしても、そこに収容し、保護する、あるいはそこで行います事業といふものは、やはり国が責任を負うといふことは、日本の憲法から申しましても当然のことだと思ふのであります。それを今のような共同募金にたよらなければならぬような行き方をすると、あるいは国の方で出します事務費、措置費等では足りないから、さらに別の方法でやらなければならぬ。それでなければ最低も守られない



ということでは根本的に間違いだと思  
う。共同募金とか、その他それぞれの  
事業が募金をするというよりなことは、  
より水準の高いものを行うために  
それをプラスして用いるというこ  
とであればわかりやすいけれども、国が措置  
いたしますところの措置費あるいは  
事務費というよりなものでやれないとい  
う現状であつてはならないと思  
う。すけれども、今日の事情というものは  
それでやれるというお考えであるの  
か、先ほど予算の時期になると心配す  
ると言われましたけれども、事実私が  
見てもやれないというよりなものもあ  
ると思ひますが、その点いかがでしょ  
うか。

○安田(慶)政府委員 民間の社会福祉  
事業が現在の措置費なり、あるいは事  
務費でやれるかやれないかということ  
でございしますが、これははなはだ微妙  
な問題でございまして、私の答弁も非  
常にむずかしいのでございしますが、と  
にかく現在の措置費で計算をいたしま  
して、一応の経営の基礎はそれによつ  
て与えられているというふうに考へて  
いるわけにございします。もちろん施設  
における従業員でありますとか、ある  
いは食費の問題でありますとか、その  
他いろいろな問題があると思ひます。  
そういうものをいろいろ改正しなければ  
ならぬといったようなこともありま  
すけれども、一応はそういうような形  
で経営の基礎がそれによつて保障を  
与えられているというふうな考へ方  
でいられるわけにございします。

○長谷川(保)委員 それでは具体的に  
いろいろ伺つてみたいと思ひます。  
先日、ある養老院に参りました。と  
ころがそこは多分四級地になると思

のでありますが、葬祭料が二千四百円  
というところでありました。それで棺  
おけや骨つぼが買えないというこ  
とです。具体的にやれるように措置して  
やつていくつもりだということであ  
りますが、一体葬祭料は幾らか、また棺  
おけや骨つぼは幾らに見積つてあつた  
のか、まず伺つてみたいと思ひます。  
○安田(慶)政府委員 葬祭扶助の基準  
額は、一級地と二級地が大人で三千  
円、三級地が二千七百円、四級地が二  
千四百円、子供の場合同じで一級地と二  
級地が二千四百円、三級地が二千  
円、四級地が一千九百円、こ

○長谷川(保)委員 これは四級地であ  
りますが、火葬場は市のところへ持  
ていくこともありますし、どうしても  
五千円かかる。旅路の果ての方が葬式  
もできないというところは困るのであ  
ります。今二千四百円というの  
も、たとえば棺おけとか骨つぼとかの  
内訳をこまかく積算して出てきたと思  
うのですが、どういふきめ方でやつて  
いるのか伺ひたいと思ひます。

○安田(慶)政府委員 葬祭費の内訳を  
どういふふうに積み上げていったかと  
いう資料を持ち合せておられますけれ  
ども、葬祭と申しまして、いろいろ  
ございまして、ここで考へてお  
りまして、ほんとうに焼く場を持つてい  
つて火葬するといふふうな一番最低のも  
のを考へておられるわけでありま  
すが、それとまた多くの場合に、実費で  
やつておられる公共の団体等が  
やつておられます場合には、そ

○長谷川(保)委員 それでは具体的に  
いろいろ伺つてみたいと思ひます。  
先日、ある養老院に参りました。と  
ころがそこは多分四級地になると思

ころもございまして、そういうところ  
にも類めるのではないかと。それでは  
生活保護の基準でございしますから、ど  
うしてもそれでやれないというところ  
であります。これは生活保護の基準の  
問題でございしますから、一般の事務費の  
問題とは若干違ふ点でございします。

○長谷川(保)委員 大体施設が病院で  
死んだのでなければ、これは香奠とい  
うものがあるのです。それを入れて何  
とかやつておられるのです。ところがこ  
ういふ施設や病院で死んだというよう  
な場合にそれがありません。だから実  
際方法がつかなくなるわけです。現に  
この養老院ではもうどうにもしよ  
うがない、それで坊さんを頼んでお経を  
上げる、その謝礼というよりなもの  
が今の生活保護の中に計算されてお  
りま

○安田(慶)政府委員 今この資料を  
持ち合せておられます。今ここに資料を  
ございまして、一日五十円足らずで  
ございまして、刑務所は七十何円かと私は  
記憶しております。刑務所より低い食  
糧費を与えるということでは、私は社  
会福祉事業というものの名に反する  
と思ひます。実際にこの施設では困  
るのです。こ

○長谷川(保)委員 刑務所の食糧費  
は幾らだか御存じですか。  
○安田(慶)政府委員 今ここに資料を  
持ち合せておられます。今ここに資料を  
ございまして、一日五十円足らずで  
ございまして、刑務所は七十何円かと私は  
記憶しております。刑務所より低い食  
糧費を与えるということでは、私は社  
会福祉事業というものの名に反する  
と思ひます。実際にこの施設では困  
るのです。こ

○長谷川(保)委員 刑務所の食糧費  
は幾らだか御存じですか。  
○安田(慶)政府委員 今ここに資料を  
持ち合せておられます。今ここに資料を  
ございまして、一日五十円足らずで  
ございまして、刑務所は七十何円かと私は  
記憶しております。刑務所より低い食  
糧費を与えるということでは、私は社  
会福祉事業というものの名に反する  
と思ひます。実際にこの施設では困  
るのです。こ

かの例で具体的に伺つてみたいと思  
ひます。一休收容施設などに入れてお  
ります人の食糧の費用、これも級地によ  
りますけれども、三級地なり四級地等  
では一人一日幾ら見ておられますか。  
○安田(慶)政府委員 これもやはり級  
地別がございまして、四級地では参り  
ますと、養老施設で飲食物資が千二百  
九十円、厚生施設で千二百四十  
百三十六円とございします。一人当りカ  
ロリーが千八百二十カロリー、厚生  
施設で二千七十六カロリーとござい  
します。

○長谷川(保)委員 刑務所の食糧費  
は幾らだか御存じですか。  
○安田(慶)政府委員 今ここに資料を  
持ち合せておられます。今ここに資料を  
ございまして、一日五十円足らずで  
ございまして、刑務所は七十何円かと私は  
記憶しております。刑務所より低い食  
糧費を与えるということでは、私は社  
会福祉事業というものの名に反する  
と思ひます。実際にこの施設では困  
るのです。こ

○長谷川(保)委員 刑務所の食糧費  
は幾らだか御存じですか。  
○安田(慶)政府委員 今ここに資料を  
持ち合せておられます。今ここに資料を  
ございまして、一日五十円足らずで  
ございまして、刑務所は七十何円かと私は  
記憶しております。刑務所より低い食  
糧費を与えるということでは、私は社  
会福祉事業というものの名に反する  
と思ひます。実際にこの施設では困  
るのです。こ

○長谷川(保)委員 刑務所の食糧費  
は幾らだか御存じですか。  
○安田(慶)政府委員 今ここに資料を  
持ち合せておられます。今ここに資料を  
ございまして、一日五十円足らずで  
ございまして、刑務所は七十何円かと私は  
記憶しております。刑務所より低い食  
糧費を与えるということでは、私は社  
会福祉事業というものの名に反する  
と思ひます。実際にこの施設では困  
るのです。こ

○長谷川(保)委員 刑務所の食糧費  
は幾らだか御存じですか。  
○安田(慶)政府委員 今ここに資料を  
持ち合せておられます。今ここに資料を  
ございまして、一日五十円足らずで  
ございまして、刑務所は七十何円かと私は  
記憶しております。刑務所より低い食  
糧費を与えるということでは、私は社  
会福祉事業というものの名に反する  
と思ひます。実際にこの施設では困  
るのです。こ

七十何円なのに片方が五十円とか六十  
円ということであつてはいけない。こ  
の点は十分お考えを願ふなければなら  
ぬと私は思ひます。おおよそ国が行  
う社会福祉事業でありますから、十分  
お考えを願ひたい。

○安田(慶)政府委員 先ほどの食糧費  
の話、ちょっと申し上げてみたいので  
ありますが、居室保護、生活保護の基  
準よりか実に若干よくしてあるわけ  
であります。それでもいいのかとお  
しやるわけでもございまして、それ  
も、少しくよくしておるわけであり  
ます。その基準はいわゆる監禁作で働  
かないというのを基準にしておること  
と、それから生活保護は御承知のよう  
に年令別でもってカロリーの計算をして  
おりますから、日本人の標準栄養量を  
栄養委員会を出しまして、その栄養を  
確保するに必要なカロリーの計算して  
おるわけでありまして、そこで刑務所  
のものとお比べになりますと、今の費用  
を一級地に直しますと一日七十円くら

○安田(慶)政府委員 先ほどの食糧費  
の話、ちょっと申し上げてみたいので  
ありますが、居室保護、生活保護の基  
準よりか実に若干よくしてあるわけ  
であります。それでもいいのかとお  
しやるわけでもございまして、それ  
も、少しくよくしておるわけであり  
ます。その基準はいわゆる監禁作で働  
かないというのを基準にしておること  
と、それから生活保護は御承知のよう  
に年令別でもってカロリーの計算をして  
おりますから、日本人の標準栄養量を  
栄養委員会を出しまして、その栄養を  
確保するに必要なカロリーの計算して  
おるわけでありまして、そこで刑務所  
のものとお比べになりますと、今の費用  
を一級地に直しますと一日七十円くら

い、これも労働しない建前になってお  
ります。ところがその人がかりに激勞  
働する、たとえば炭坑夫のような労働  
をする場合には、生活保護でも実は百  
二円出してあります。百二円の食費で  
あれば、そう安いともいえないのじゃ  
ないか。あるいは中等労働、内職程度  
であります。これは八十円になる。  
それと強労働、これは日雇いなんかに  
なりますと九十円になる。そういたし  
ますと、この生活保護の方ではそうい  
うように年別令、作業別にこまかく  
いつておりますから、比較する場合に  
そういうことを頭に置いて比較しなけ  
ればいけないのじゃないか。問題はや  
はり生活保護、居宅保護を含めての基  
準の問題にまた返ってくるわけであり  
ます。これはまた後日機会がありまし  
たらいろいろお話し承わり、御説明も  
申し上げたいと思います。

それから今の教育保護の方の問題で  
ございますが、これはやはり一級、二  
級、三級、四級地に分れております  
が、たとえば一級地で東京なんかを見  
ますと、小学校の一年生でございま  
す。それから通学用品費が四十円あ  
るわけでございます。それに学校給食  
の実費が全部かかります。それから通  
学のために交通費が要するならば、  
最低限度のものがかかります。それか  
ら現在学級ではたとえばワーク・ブッ  
クであるとか、テストをするための教  
師の費用でありますとか、そういうも  
のを見ておりますから、四級地でも小  
学校の一年生でございまして、やはり  
学用品費が四十円、通学用品費が四十  
円、それに学校給食が加わり、通学の  
交通費が加わり、そしてまたそういつ

た学級品のようなものが必要と認めら  
れれば認めておるという状況でござい  
ます。この方は大体私たくさんだとは  
申しませんけれども、必要最小限のも  
のを満たしておるのじゃないだろうか  
というふうな気がいたします。

○長谷川(保)委員 今の学用品費はま  
た別に一カ月八十円というのが確かに  
ございました。けれども一体一カ月八  
十円で、まあ私は常でも大へんだと思  
うが、ことに入学するよりなときす  
り箱や筆を買つても三百円、それを一  
カ月八十円でやれというのは無理だ、  
これはやはり考えなければならぬ。も  
ろ一つ通学関係で困りますのは、副読  
本とか参考書、これがやはり今日なく  
ては子供は勉強できません。だからこ  
ういふ点を考えてもらわなければなら  
ないと思ふ。ベルが鳴りましたからあ  
は明日でも続けたいと思ひますが、施  
設の子供たちが学校に行つていじけ  
ないようにしてやるためには、ほかの子  
供が持つておる参考書を買うとか、副  
読本を買うとか、やはり学校の先生が  
見て必要だといふものは出させるよう  
にしてやらなければいい子供は育ちま  
せん。もともと施設にいる子供につ  
きましては、御承知のような特別な癖が  
やはりできて参ります。それをなくす  
るためにはできるだけ配慮してやらな  
ければ、ほんとうにいい子供はできて  
こない。今の四級地の話ですが、一年  
生の通学の費用を幾らくしてくるのだ  
と言つたら十九円四十銭、こういうこ  
とでありますけれども、やはりこれで  
は雨がさや雨ぐつも買えないというこ  
とになると思ふ。食事の問題でも六十  
何円でしたか、重労働をする人の生活  
保護は別問題といたしまして、こうい

う施設にいる子供たち、ことに食べ盛  
りの子供はなかなか食べますから、お  
母さんが非常な苦勞をすると思ひので  
す。こういう点もお引き続いて明日  
具体的にいろいろ例をあげて何つてみ  
たいと思ひのですけれども、もつと  
もつとあたたかい気持ちでやつてやら  
なければ、こういうような保護を受けま  
する方々が涙なくて過すことができ  
ないと思ふ。これはやはり国が責任を  
持つ以上は、何らかのものをあて  
にしてというのではなしに、確かにこ  
れならば常識的にだれが見ても、よく  
はなくても一応いゆる最低の基準と  
は言えるものを——そう思ふにはあま  
りに低過ぎるというのが私のきよりの  
言いたいところなのです。だからせつ  
か社会福祉事業法を改正なさるに當り  
まして、もつとこの点をあたたく考  
えてもらわなければならぬじゃないか  
といふことで、あとは明日にいたして  
おきます。

○森山委員長 本日はこれにて散会い  
たします。

午後四時四十三分散会

〔参照〕  
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔  
道整復師法等の一部を改正する法律  
案(野澤清人君外七名提出、衆法第  
八号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕